

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和2年度～令和6年度)

～「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ～



令和2年3月

小諸市・小諸市社会福祉協議会

はじめに



少子高齢、人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しており、地域における人と人とのつながりが希薄となり支え合いの基盤が以前より弱くなっているように感じます。

本市においても、独居高齢者の孤立や育児に悩んでいても、近くに相談相手がないなどの課題が浮き彫りとなっています。また、ライフスタイルの変化により様々なニーズがあり、福祉課題も多様化、複雑化が進んでいるため、従来の高齢者、障がい者、子育ての制度別の支援だけでは十分な対応ができないという問題も発生しています。

このため地域における「支え合い」や「助け合い」の意識を高め、誰一人として孤立することなく安心して、自分が自分らしく活躍することができる社会を築いていくことが求められています。

こうした地域の福祉課題を解決するために、『「お互いさま」のこころで育む支え合うまち・こもろ』を理念とした小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画を小諸市と小諸市社会福祉協議会が一体となって新たに策定いたしました。

本計画を推進する上で、市民の皆様一人ひとりが「我が事」として地域福祉に関心を持ち、自らが「担い手」として役割を担い地域のつながりをつくっていただくことがなにより重要となります。

本市といたしましても、制度や分野の枠を超えた庁内連携の強化と社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者など関係機関と連携、協力し横断的な仕組みをつくり地域福祉を推進してまいりたいと考えていますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりご尽力いただきました小諸市健康福祉審議会の委員の皆様、また、アンケート調査で貴重なご意見いただいた市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

小諸市長 小 泉 俊 博



私たちの周りでは高齢化による社会保障費の増加、少子化や労働人口の減少などによる社会構造の変化により、今までの経済や社会の成り立ちを難しくすると思われる課題が山積しています。

人々の暮らしのうえで生じる課題は、様々な分野が絡み合っただけで複雑化するだけでなく、個人や世帯においてもいくつかの課題を同時に抱えてしまう複合化も生じています。これらの課題解決には、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度だけでの解決は難しく、従来の公的制度を複合的に捉えた支援をしていくことが求められています。

難しい生活課題に囲まれながらも、住み慣れた地域で暮らし続けていけるように地域住民どうしの支え合い活動を基盤とした「地域共生社会」の実現に向けた取り組みと包括的支援体制づくりに寄せる期待がますます高まりを見せています。

この度、小諸市の地域福祉の理念を定める「地域福祉計画」を小諸市が策定しました。その実現に向けた行動計画「地域福祉活動計画」を小諸市社会福祉協議会が中心となり、皆様との意見交換を通しながら策定しました。この計画は車の両輪と言えます。

計画の特長は、

- ① 支えあう地域の実現に向けた目標を表しました。地域の目指す方向は、「お互いの顔が見える地域づくり」「支え合う地域の仕組みづくり」更に「地域の支え合いを担う人づくり」です。
- ② 実施する主体者の役割を盛り込みました。「住民・隣組」「区・地区」「社会福祉協議会」「市」それぞれが目指す方向に対し、何に取り組んでいくかを示しました。

小諸市社会福祉協議会は「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の実現に向けた駆動輪の役割を担っていく所存です。住民の皆様との協働を今まで以上に深めるとともに、地域の共同性の立て直しを進めてまいりましょう。何卒ご理解とご支援をお願い申し上げます。最後に本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、度重なる審議会を通してご尽力いただきました「小諸市健康福祉審議会」の皆様にご心より御礼と感謝を申し上げます。

令和2年3月

小諸市社会福祉協議会会長 細谷 信治

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	地域福祉推進に向けた課題の整理	4
1	小諸市地域福祉活動計画（第1次）の取り組み	4
(1)	第1次小諸市地域福祉活動計画の評価について	4
2	全国的な地域福祉課題の把握	5
3	小諸市の状況	7
第3章	計画の理念と目標	10
1	地域福祉推進の地域の圏域の捉え方	10
2	理念	11
3	目標	11
4	計画の体系	12
第4章	施策の展開	13
目標1	お互いの顔がみえる地域づくり	13
目標2	支え合う地域の仕組みづくり	20
目標3	地域の支え合いを担う人づくり	26
第5章	計画の推進体制	31
1	計画策定の体制	31
2	計画の周知	31
3	計画の進行管理	31
資料編		
1	アンケート調査結果（抜粋）	33
2	アンケート調査結果についての所感	45
3	計画策定の検討経過	52
4	小諸市健康福祉審議会委員名簿	53
5	関係法令	55
6	用語解説	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

少子高齢、核家族化が進み、身近な地域における人と人とのつながりが希薄となるなど、社会情勢が大きく変化しています。そのような中、子育て、介護、障がいなどで支援を必要とする世帯が増えています。また、子ども・高齢者・障がい者に対する虐待、ひきこもり、社会的孤立、生活困窮などの問題が生じており、地域での福祉課題は複雑かつ深刻化しています。

これらの課題に対し、市民誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域課題を市民や多様な主体が我が事と受けとめ、役割を持ち互いに支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現に向けての取り組みが必要となっています。

そのため制度や分野の枠を超えて、行政や社会福祉協議会、福祉団体、NPO 法人、民間事業者などと市民が連携して課題解決に向け取り組むための、横断的な仕組みづくりが求められています。

以上のことを踏まえ、本計画は小諸市、小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が一体となって、市民やさまざまな機関、団体と協力しながら地域福祉を推進するために策定します。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

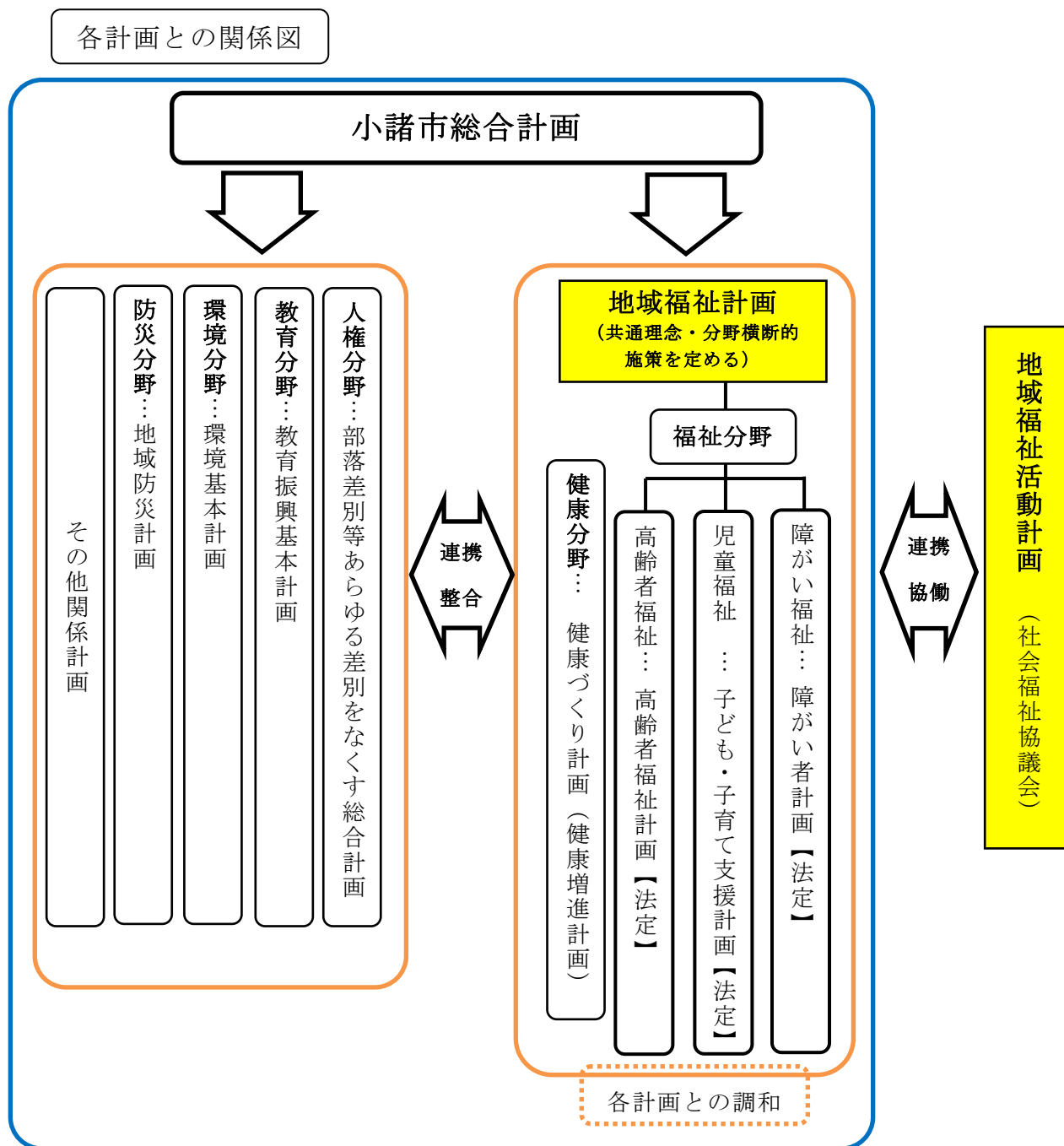
「地域福祉計画」は、地域福祉の理念を定めるもので小諸市が策定し、「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を実践するために社協が策定するものです。二つの計画は言わば車の両輪となります。二つの計画が一体的に策定されることにより、役割が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

社協においては、平成27年度から5ヶ年計画の「小諸市地域福祉活動計画（第1次）」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。令和元年度は計画の最終年度となるため計画の更新が必要となっています。

したがって、本計画は両計画を一体的に策定することとし、本計画の正式名称を「小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和2年度～令和6年度）とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、上位計画である小諸市総合計画との整合性を図りつつ、地域における高齢者、障がい者、児童、健康推進などの保健福祉に関連する本市の分野別計画と整合・連携を図りながら、それらにまたがる基本的な事項を横断的に定めるもので、本市の地域福祉の指針となる計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
小諸市総合計画	基本構想	第5次基本構想 (12年間)											
	基本計画	前期(4年間)			中期(4年間)				後期(4年間)				
	実施計画 毎年見直し	(3年間) 											
小諸市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画							R2年度～R6年度 (5年間)						

第2章 地域福祉推進に向けた課題の整理

1 小諸市地域福祉活動計画（第1次）の取り組み

小諸市地域福祉活動計画は、平成27年度からの5ヶ年計画で実施し、基本理念を「今ある支え合いを大切にし、更なる地域福祉の輪を広げます。」として、さまざまな支え合い活動（地域福祉活動）の推進を図ってきました。

（1）第1次小諸市地域福祉活動計画の評価について

社協では、地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域社会を地域住民と協働して創ります。」という基本理念に基づき、地域福祉の推進に取り組んでいます。

第1次小諸市地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）は、「小諸市総合計画」を最上位とする行政計画のさまざまな計画との整合性を図りながら、策定し、以下の4つの長期的な取り組み目標に取り組んできました。

また、暮らしに身近な9つの相談事例を挙げ、市民とともに「私にできる支え合い」「私たちにできる支え合い」について考えるきっかけとしてきました。

【長期的な取り組み目標】

- ① 地域でのつながりを深め、顔の見える関係をつくりましょう。
- ② 生きがい・やりがいを通して人とのつながりを維持しましょう。
- ③ 皆で支え合うために必要なことを考えましょう。
- ④ 地域福祉の基盤を作りましょう。

第1次計画の成果や課題、評価を検証する中で本計画策定に向け、今後取り組みが必要なこととして挙げられたことは次の内容でした。

- ① 今後も防災や介護予防、地区の支援などを通して、誰も孤立することのない顔の見える関係づくりへの取り組みを継続していくこと。
- ② ボランティア活動や市民活動を盛り上げていけるよう、市民活動・ボランティアサポートセンターの機能強化やボランティアのスキルアップを図りながら、一人ひとりが生きがいや役割を持てる取り組みを継続していくこと。
- ③ これまでの制度やサービスでは対応できない生活課題や複雑化かつ多様化している地域課題に対応するために地域のネットワークや各種相談窓口の連携や包括的な相談支援体制を構築していくこと。
- ④ 福祉学習や生涯学習などさまざまな学びの場を通して福祉への理解を高め、地域福祉の担い手を育成、活躍できる取り組みを進めていくこと。

2 全国的な地域福祉課題の把握

少子高齢、人口減少などにより、全国規模でさまざまな地域福祉課題があり、対策が望まれています。

(1) 新たな地域生活課題

ひきこもり、孤立死、ゴミ屋敷、育児困難や複数の問題を同時に抱えている世帯など既存の制度で支援することが難しい課題が増加しています。また、「8050 問題」や介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」などの社会的な孤立に陥りやすい課題も増えています。これらの新たな地域生活課題の解決のため、地域の多様な主体が関わり包括的に支援する体制づくりが求められています。

(2) 2025 年・2040 年問題

団塊の世代が 2025 年頃までに後期高齢者（75 歳以上）となり、福祉サービスなどの整備が急務である一方、医療費や社会保障費の急増が問題視されています。また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢人口がピークとなる 2040 年頃には、さらに問題が深刻となりさまざまな分野に影響が出ることが懸念されます。

(3) 自殺対策

国の統計によると自殺者数は平成 10 年に年間 3 万人を超え、その後徐々に減少し、平成 30 年には 2 万 1 千人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、さまざまな要因が重なって生じていると考えられています。

国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策の取り組みがされています。

(4) 権利擁護の在り方

障がい者、児童、高齢者への虐待は深刻な問題となっており、虐待防止に向けた権利擁護の支援や、その体制整備が求められています。また、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な者が、安心して自立した生活が送れるよう成年後見制度などの普及・促進を図る取り組みが必要となっています。

(5) 担い手の不足

地域福祉の課題は、容易に解決できるものから、解決が困難なため、継続的かつ専門的な支援が必要なものまで多様化しています。また、少子高齢化の進展により、支え合い活動の担い手が不足しているのが現状です。

(6) 地域共生社会の推進

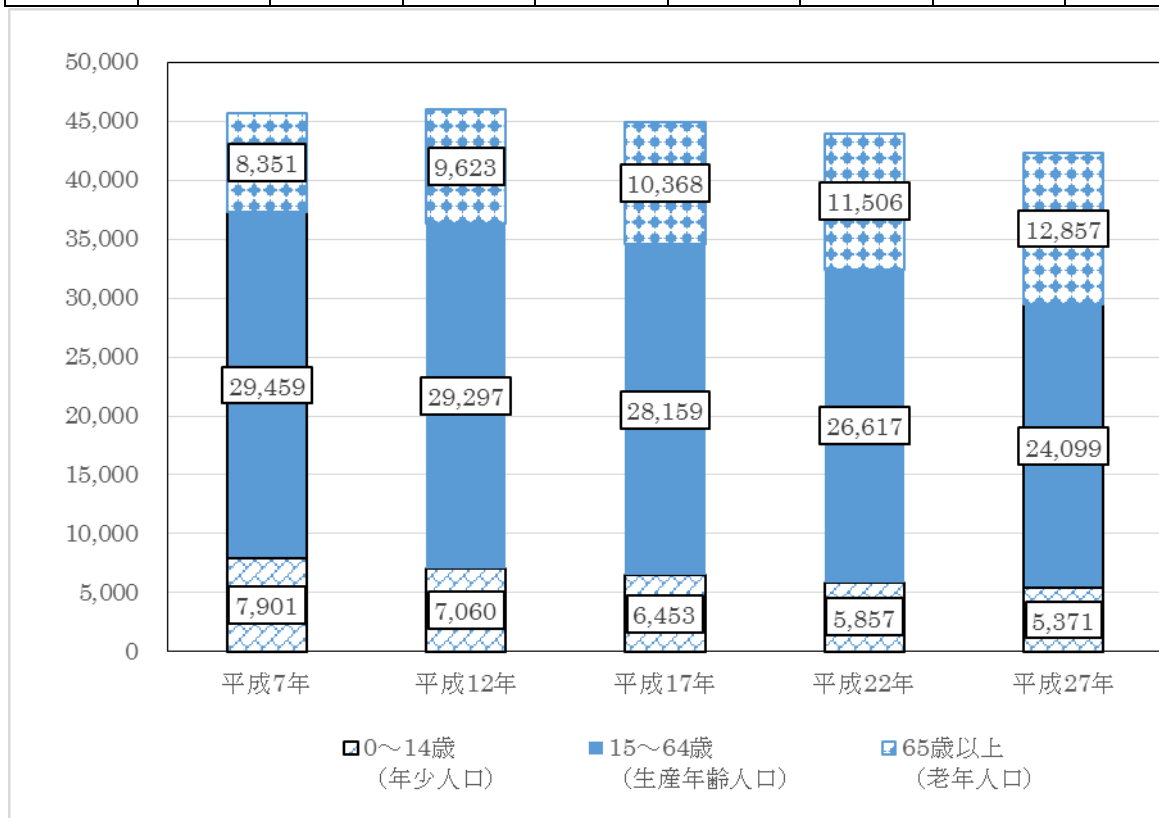
制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や地域のつながりの希薄化などの諸問題に対応するため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

3 小諸市の状況

本市の人口は、国勢調査の結果から、平成12年をピークに減少に転じています。平成27年には総人口が42,512人、世帯数は、16,662世帯となり、平成22年調査に比べ、人口は、1,485人の減少、世帯数は319世帯が増加しています。年少人口（15歳未満）は5,371人、総人口に占める比率が12.63%に減少しており、少子化が進展していることがわかります。一方で、老年人口（65歳以上）は、12,857人に増加し、総人口に占める比率が30.24%に達しています。今後総人口は減少していきませんが、高齢化率は上昇していくことが想定されます。

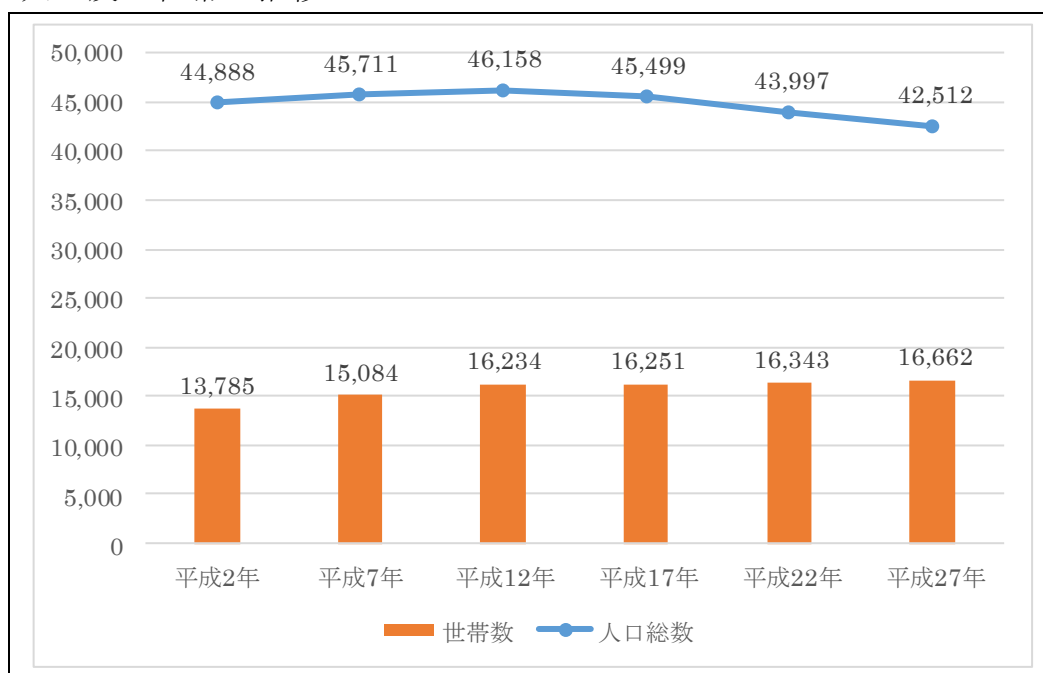
■ 年齢3区分別人口

平成27年人口 (人)					平成27年人口構成比 (%)			
総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳
42,512	5,371	24,099	12,857	185	12.63	56.69	30.24	0.44



資料：平成27年国勢調査

■人口及び世帯の推移



資料：平成 27 年国勢調査

■生活保護世帯数、人員数、保護率の状況

本市の生活保護世帯数は、平成 28 年をピークに減少傾向となっています。全国の保護率と比べ低い状況となっています。

(単位：人)

年次	小諸市			全 国		
	世帯数	人員数	保護率 (%)	世帯数	人員数	保護率 (%)
平成23年	193	249	0.58	1,410,049	1,952,063	1.52
24年	221	298	0.68	1,498,375	2,067,244	1.62
25年	243	330	0.77	1,558,510	2,135,708	1.67
26年	234	324	0.74	1,591,846	2,161,612	1.70
27年	227	311	0.74	1,612,340	2,165,895	1.70
28年	247	338	0.77	1,629,743	2,163,685	1.70
29年	243	322	0.76	1,637,045	2,145,438	1.69
30年	228	290	0.70	1,640,854	2,124,631	1.68

資料：厚生課（各年とも3月31日現在の数値）

■障がい者手帳所持者数

本市の近年の傾向は、身体障がい者は減少傾向にある一方、知的障がい者、精神障がい者数は増加しています。

(単位：人)

年次	手帳種類			計（人）
	身体 障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
平成 23 年	1,771	343	277	2,391
24 年	1,823	347	295	2,465
25 年	1,851	355	320	2,526
26 年	1,852	373	339	2,564
27 年	1,873	388	376	2,637
28 年	1,841	399	400	2,640
29 年	1,832	401	454	2,687
30 年	1,799	405	457	2,661

※手帳を重複して所持している方もいます。

資料：厚生課（各年とも3月31日現在の数値）

■要介護・要支援認定者の状況

介護予防の取り組みなどにより、要介護・要支援認定者数は、近年減少傾向にあります。

(単位：人)

年次	1号被保険者（65歳以上）						計（人）
	要支援	要介護					
		1	2	3	4	5	
平成23年	311	357	342	267	254	224	1,755
24年	336	363	334	278	249	239	1,799
25年	367	385	338	266	266	233	1,855
26年	408	407	336	266	247	242	1,906
27年	419	430	334	243	267	207	1,900
28年	397	425	303	217	279	185	1,806
29年	335	441	309	239	284	164	1,772
30年	357	421	323	214	307	175	1,797

資料：高齢福祉課（各年とも3月31日現在の数値）

第3章 計画の理念と目標

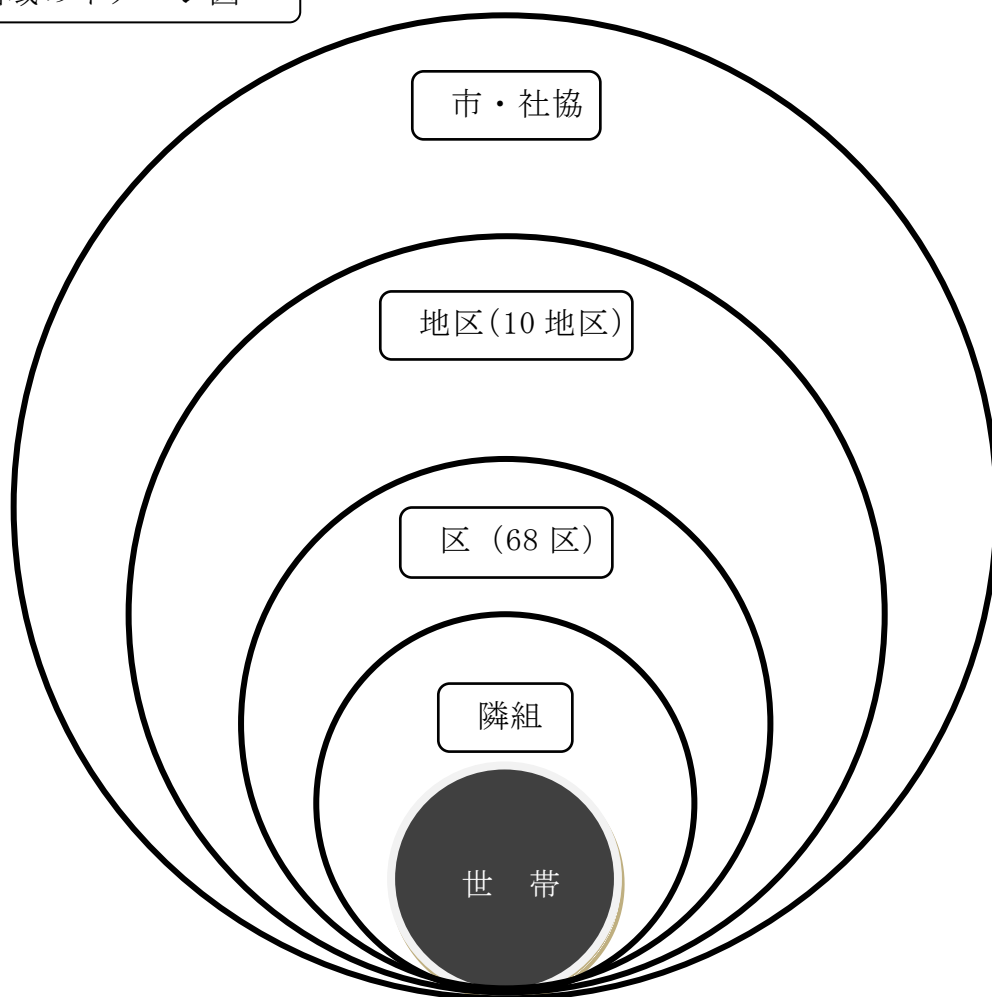
1 地域福祉推進の地域・圏域の捉え方

地域福祉の推進を図る上では、市民や地域課題を一括に市全体で捉えるのではなく、より身近な圏域で捉え、取り組みが行われることが重要です。

また、世帯、隣組、区、地区、そして市と社協の活動圏域によって求められる活動内容は異なり、展開できる施策や事業が変化します。

この点から、本計画では、圏域を以下のように重層的に考え、機能を明確にすることで、それぞれの特性を活かして地域福祉の推進を図ります。

圏域のイメージ図



2 理 念

本計画の理念と目標を次のように設定します。

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）理念

「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ

3 目 標

本計画の理念である『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』を実現のするため、3つの目標と7つの基本施策を設定し、体系的に計画の取り組みを行います。

目標1 お互いの顔がみえる地域づくり

市民一人ひとりが、身近な地域でお互いの顔がみえる関係づくりを意識することで、災害時・緊急時の助け合いや社会的孤立の防止など、安全安心の地域づくりにつながります。また、社会活動に市民自ら参加することで、仲間づくりや生きがいづくりにつながり、生きがいをもつことは生活に張りをもたらし、健康寿命の延伸が期待できます。

目標2 支え合う地域の仕組みづくり

地域では、さまざまな生活課題があり、比較的軽度なものからさまざまな問題が複雑に絡み合い解決が難しい課題もあります。いずれの課題も深刻化する前に早期に発見し解決に導く仕組みづくりが必要です。また、あらゆる主体が参加・協働して問題解決を図るネットワークづくりを行い、地域での支え合いの充実を図ります。

目標3 地域の支え合いを担う人づくり

地域福祉を展開する上で、区や民生児童委員などの各種委員への支援、ボランティアの育成などが必要です。また、誰もが支え手となれる意識の醸成を行い、支え合いを担う人材確保に取り組みます。

4 計画の体系

理 念	目 標	基本施策	施策・活動の取組
「お互いさま」のこころで育む支え合うまち・こもろ	目標 1 お互いの顔がみえる地域づくり	基本施策 1-1 安全安心な地域づくり	施策 1-1-1 お互いが支え合う体制づくり
			施策 1-1-2 災害・緊急時の支え合い強化
		基本施策 1-2 健康・長寿の地域づくり	施策 1-2-1 健康・生きがいづくりの推進
			施策 1-2-2 仲間づくりの拠点充実
	目標 2 支え合う地域の仕組みづくり	基本施策 1-3 社会参加の環境づくり	施策 1-3-1 社会参加の機会づくり
			基本施策 2-1 地域福祉の仕組みづくり
		基本施策 2-2 地域のネットワークづくり	
	目標 3 地域の支え合いを担う人づくり		基本施策 2-2 地域のネットワークづくり
		施策 2-2-2 ネットワークを活かしたまちづくり	
		基本施策 3-1 福祉の理解を高める取り組み	施策 3-1-1 福祉学習の推進
			施策 3-1-2 人権意識の向上
			基本施策 3-2 地域福祉の担い手づくり
施策 3-2-2 地域を担う社会資源との連携			

第4章 施策の展開

～目標1 お互いの顔がみえる地域づくり～

基本施策 1－1 安全安心な地域づくり

現状と課題

人口減少、少子高齢、核家族化の進行など社会情勢の変化により、地域の協力的体制や人と人のつながりが希薄になっていると言われています。

小諸市においては、アンケート結果から、90%の方がご近所と何らかのつきあいがあると回答しており、身近な地域での結びつきがあることがうかがえます。その強みを生かし、市民同士の見守りなど、今ある支え合いを大切に、更なる地域福祉の輪を広げる取り組みが必要です。

また、アンケートで防災に関心がある傾向の方が69%あり、防災の取り組みは誰としていきますかの問いに対しては、特に何もしていないが最も多く、次いで家族と取り組んでいるとの回答が多くなっています。アンケート結果から、地域ぐるみでの防災意識の醸成と災害時や緊急時に適切な対応や避難行動がとれるよう、市民同士の支え合いの取り組み強化が必要です。

施策 1－1－1 お互いが支え合う体制づくり

主な取り組み

- 見守り活動の実施
- 区への協力・支援
- 民生児童委員への協力・支援

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none">・区の主催する行事などへ、誘い合って積極的に参加します。・ご近所同士の声掛けで見守り活動を行います。
区・地区	<ul style="list-style-type: none">・区への加入促進を図ります。・あいさつ運動を広げます。・区内の見守り体制づくりを行います。・あらゆる世代が交流できる区民参加の行事などを開催します。・民生児童委員の活動に協力します。

社協	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員や福祉推進委員会の活動を支援し、自然な見守りや声掛けにより孤立しない地域づくりに取り組みます。 ・一人暮らし高齢者の孤独感の軽減を図れるよう、継続して取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の活動を支援します。 ・区が行う支え合いの仕組みづくりを支援します。 ・区や地区で解決困難な地域生活課題の解決に向け支援をします。

施策 1-1-2 災害・緊急時の支え合い強化

主な取り組み

- 災害時等住民支え合いマップ作成・支援
- 災害時に支援の必要な方の把握
- 地域防災に関する啓発

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自主的な避難が行えるよう、平常時から家族で話し合います。 ・災害・緊急時に助け合えるよう、日頃からご近所同士のつながりをつくります。 ・市や区が行う防災訓練に積極的に参加し、災害時に備えてそれぞれの役割を確認します。 ・ご近所同士で災害・緊急時に支援や配慮が必要な方の情報を共有します。 ・消防団活動に協力します。
区・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・緊急時に備え、自主防災組織等の充実を図ります。 ・年に一度は防災訓練を実施します。 ・消防団と連携を図ります。 ・災害時等住民支え合いマップを整備・更新し、災害時に支援を要する方を地域で支える体制づくりに努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等住民支え合いマップを通して、日頃からの支え合いの大切さを伝える取り組みを行います。 ・災害時に備え、災害ボランティアセンターの運営体制を整えられる取り組みを行います。 ・災害時への対応のため、日本赤十字社の活動に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。 ・災害時等要援護者支援制度を推進します。 ・マニュアルの作成や訓練指導など、区が行う訓練に対する支援を行います。 ・総合防災訓練を実施します。 ・地域防災計画に基づき、災害・緊急時の体制づくりを行います。

取り組み紹介



【友愛訪問】

小諸市と小諸市民生児童委員協議会では独自の取り組みとして、一人暮らしの高齢者の安否確認と孤独感解消を目的に、月2回乳酸菌飲料を持参し、対象者を訪問する活動を行っています。



【あんしんコール・ふれあいレター】

市が社協に委託し、市内に住むひとり暮らし高齢者に、電話や手紙を出す事により、高齢者の安否確認や孤独感の軽減を図っています。また、この事業の利用者や関係者の親睦を深め、ひとり暮らし高齢者同士が交流する場として、年に1回社協主催による交流会を開催しています。



【災害時等住民支え合いマップ】

区内の支え合い（助け合い）の仕組みを地域で確認し、災害時の支援体制整備と日常生活時の見守りが見える化したものです。マップには、指定避難所・自主避難所の設定、災害発生危険箇所の予測・確認などを記載し、地域のつながりが再確認できます。

～目標 1 お互いの顔がみえる地域づくり～

基本施策 1－2 健康・長寿の地域づくり

現状と課題

医療が発達し平均寿命が延びている現在において、健康寿命の延伸は、多くの市民の願いであり、医療・福祉制度を持続していくためにも大変重要です。また、健康を維持し地域活動に参加することは、地域福祉を推進する上で欠かせないことです。

アンケートでは、健康に関心がある傾向の方が 68%あり、健康増進や介護予防に取り組んでいる方が 57%となっています。地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組みやすい環境を整え、更に健康意識が高まるよう取り組むことが必要です。

また、市民一人ひとりがライフスタイルにあった趣味を持ち、仲間づくりをしていくなかで、自らの知識や技能を生かし活躍することは、生きがいや社会参加につながり、健康寿命の延伸に大きく影響すると考えられます。

施策 1－2－1 健康・生きがいつくりの推進

主な取り組み

- 健康づくりと介護予防の推進
- 趣味活動の推進と生きがいつくり

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none">・各種健診を受診し、健康増進や介護予防に取り組めます。・健康づくりに関心を持ち、講習会などに参加します。・子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに努めます。・医療や介護制度を適正に利用します。・趣味を持ち、多くの同好の仲間と交流できるよう心がけます。
区・地区	<ul style="list-style-type: none">・健康増進や介護予防のための講座などを開催します。・健康づくりのための各種研修や講習会など区民への積極的な参加を促します。・あらゆる世代が交流できる区民参加の行事などを開催します。
社協	<ul style="list-style-type: none">・介護予防や健康づくり、生きがいつくりの機会の充実に取り組めます。・地域での健康づくりや介護予防が継続できるように市民主体の支え合い活動を担う人材の発掘や育成を継続して取り組めます。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時に安心して医療や介護を受けられる体制の充実に努めます。 ・健康づくり・介護予防のための情報発信・啓発活動を行います。 ・各種健診の受診を勧め、健診後のフォロー体制の充実に努めます。 ・地域の身近な場所での介護予防活動を実施します。 ・市民の主体的な学びを促進するための各種講座・教室を開催し、市民の生きがいをいづくりにつなげるよう取り組みます。 ・サークル活動などの情報提供を行います。
---	---

施策 1-2-2 仲間づくりの拠点充実

主な取り組み

○身近な集える場所の充実

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none"> ・区の主催する行事などへ、誘い合って積極的に参加します。
区・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる世代が交流できる区民参加の行事などを開催します。 ・誰もが利用しやすい公民館・集会所の環境づくりを行います。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所や趣味活動の拠点の充実に取り組みます。 ・区での健康づくりや介護予防への取り組みを引き続き支援していきます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・区の公民館活動の支援を行います。 ・市民の身近な集える場所として、学校施設を開放します。 ・多様な利用者に対応した生涯学習施設の運営を行います。

取り組み紹介



【こもろ健幸応援団】

市民みなさんの健康づくりに協力をしたいという事業者と連携し、ウォーキングサークルの運営や健康教室の開催、健幸マイレージの景品提供、健康メニューのレシピの作成等を行い、健康づくりを推進しています。

取り組み紹介



【健康達人区らぶ】

各区の公民館などで、地域の方々と交流しながら、健康づくりと介護予防のための簡単な体操やレクリエーションなどを行う教室です。社協の職員が公民館に出向いて行っています。

また、終了後に市内店舗にご協力いただき、食料品などの出張販売を行う取り組みも行っています。

【池の前高齢者見守り隊】

池の前「高齢者見守り隊」実施要綱

平成28年4月26日
池の前常会

1. 高齢者見守り隊(以下、「見守り隊」という。)は、地域で暮らす高齢者の方が、安心して生活するために必要な支援を推進いくことを目的とする。
2. 見守り隊は、御影区池の前常会規約第1章第5条第4項「高齢者福祉活動に関すること」及び第8章第20条「地域福祉活動の推進」に則り、池の前自治会としての事業である。
3. この事業の活動範囲は、行政区御影区内の池の前地区とする。
4. 見守り隊のメンバーは、池の前地区住民の有志者を以って編成する。
5. メンバーへの登録は強制的なものではなく、あくまでも自由意志に基づくものであり、活動の趣旨に賛同した者で活動する。
6. 見守り隊に登録を希望する者は、「見守り隊登録書」に必要事項を記載の上、常会長に提出する。常会長は、見守り隊登録書を受取り次第、身分証明書を発行する。
7. 見守り隊が提供するサービスについての費用は次のとおりである。
 - (1) 要援護者に対するサービス提供の対価としての労務・出張等の費用は無料。
 - (2) 見守り隊が必要とする次の経費については、常会が負担する。
 - ① 草刈機及びチェーンソー等、作業に必要な燃料代
 - ② 自家用車の持ち出しが必要な場合の燃料代
 - ③ 作業全般に係る傷害・災害保険(ボランティア保険=社会福祉協議会)の加入費用
8. この事業で見守るべき対象者(要援護者)は、次のとおりとする。
 - (1) 65歳以上の一人暮らしで見守りが必要とする者
 - (2) 65歳以上のみで構成された世帯で見守りが必要とする者
 - (3) 上記以外で、見守りが必要と思われる者
9. 見守り隊の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 常会長及び民生委員が中心となって、それぞれの役割を推進する。
 - (2) 見守り隊 介護保険制度における訪問介護事業の、「生活支援」に該当しない作業を基本的に行う。(詳細は別紙3項の(1)(2)(3))
 - ① 暮らしの中の困りごと(詳細は別紙3項、4項)
 - ② 日常での「異変」を察知する(詳細は別紙6項)
 - ③ その他
 - (3) 民生委員 民生委員法第14条「民生委員の職務」。(詳細は別紙7項)
 - ① 見守り・声かけ
 - ② 体調の確認・相談
 - ③ その他
10. その他
実施要綱以外の内容については、キックオフ大会で配布した『池の前「高齢者見守り隊」創設にあたって』の資料による。

40歳～70歳代の地域有志約20人で構成し、利用者は70歳～90歳代の方約20人。隊員が庭や家周辺の草刈り、電球の交換、ごみ出し、通院の送迎(保険加入済)等いずれも介護保険では対応できない日常生活の支援を利用者負担なしで行っています。高齢者の孤立防止につながり、地域全体で支え合っている先進的な事例になっています。

【困りごとへの支援一例】

- ・各種ごみをゴミ集積所へ搬出
- ・冷蔵庫内の整理と冷蔵庫裏の清掃
- ・玄関、門扉にセンサーライト設置
- ・医療機関、動物病院へ入院費の支払い時の送迎
- ・食材、薬などの買い物時の送迎
- ・受診時の送迎、救急搬送後の迎え、地区行事等の送迎

～目標1 お互いの顔がみえる地域づくり～

基本施策1-3 社会参加の環境づくり

現状と課題

地域生活課題は多様化、複雑化している中であって、地域で活動を担う人材を幅広く増やしていく必要があります。

これまでの「支え手」「受け手」の関係を越えた市民のだれもが主体となり活動をすることによって、孤立の防止や生きがいにつなげていくことが望めます。

アンケート結果から、趣味やボランティア活動が必要という意識は77%と高いものの、実際に参加している割合は34%と低い傾向がうかがえます。今後は、参加の促進を図るため、情報提供や参加のきっかけづくりなどが必要となります。

また、社会的な孤立に陥りやすいと言われる、ひとり親世帯、独居高齢者、経済的困窮者、ひきこもりなどへの支援や、犯罪や非行をしてしまった方などの社会参加や社会復帰を支援する取り組みも必要です。

施策1-3-1 社会参加の機会づくり

主な取り組み

- 市民活動・ボランティア活動への参加促進
- 地域社会からの孤立の防止
- 自立を支援する取り組み

実施主体ごとの役割	
住民・ 隣組	<ul style="list-style-type: none">・区などが行う道ぶしんや、環境美化活動に積極的に参加します。・自ら市民活動やボランティア活動に参加します。・ご近所同士の声掛けで見守り活動を行います。
区・ 地区	<ul style="list-style-type: none">・孤立者をなくすための見守りを行います。・困りごとのある区民の把握に努め、民生児童委員や関係機関へつなげます。・区民を巻き込み、道ぶしん、環境美化活動などの市民活動やボランティア活動を行います。
社協	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、生活困窮者への就労支援などを行います。・関係機関と連携し、社会的孤立者が社会参加できる機会を支援します。
市	<ul style="list-style-type: none">・市民活動やボランティア活動への参加を促進するための情報提供やきっかけづくりを行います。・民生児童委員の活動を支援します。・関係機関と連携し、生活困窮者へ就労支援などを行い社会参加を支援します。・関係機関と連携し、社会的孤立者への支援を行います。

～目標 2 支え合う地域の仕組みづくり～

基本施策 2 - 1 地域福祉の仕組みづくり

現状と課題

地域の生活課題には、例えば独居高齢者宅の雪かきやゴミ出し支援など、ご近所同士の助け合いで解決できるものから、8050 問題やゴミ屋敷問題など、また、それらの複雑な問題を複合的に抱えており、関係機関が連携して対応にあたる必要のある課題までさまざまなものがあります。

アンケートでは、困りごとがあった場合どこに（だれに）相談しましたかの問いに対し、親族、友人・知人といった回答が多く、近所の人に相談したとの回答は少数でした。地域福祉を推進する上では、親族や友人に相談できる関係性を強みとしつつ、ご近所や区のなかでも困りごとが相談できる雰囲気づくりが重要となります。

また、今までの高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別の支援だけでは、解決が困難な複合的に課題を抱える世帯に対応するため、さまざまな分野が連携し包括的に相談支援を行う体制を構築し、問題の早期発見と制度の狭間で孤立する人をなくしていく取り組みが必要です。

施策 2 - 1 - 1 包括支援体制の整備

主な取り組み

- 地域での相談体制の充実
- 包括的な支援体制の構築
- 関係機関との連携

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none">・困りごとを一人で抱え込まず、周囲や関係機関に相談します。・ご近所同士で困っていることを相談し合える関係を築きます。
区・地区	<ul style="list-style-type: none">・区内の見守り体制づくりを行います。・民生児童委員との連携に努めます。・介護や支援などが必要な区民の把握に努め、民生児童委員や関係機関へつなげます。

社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって相談しやすい体制を整え、包括的な相談体制の構築に取り組みます。 ・複合的な課題を抱えた世帯支援が行えるよう関係機関との連携の強化に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の連携強化を図り、さまざまな相談に応じられる体制づくりに努めます。 ・関係機関、関係団体、医療機関などとの連携の充実を図ります。 ・生活困窮、ひきこもり、ゴミ屋敷など分野別では解決が困難な課題に対し、関係機関を含めた包括的な相談支援体制を整備します。 ・関係機関と連携し、自殺予防対策を行います。 ・あらゆる媒体を利用して、各種相談窓口や社会資源などの情報を提供します。

施策 2-1-2 子どもから高齢者までの支援

主な取り組み

- 高齢者・障がい者への理解
- 子育てしやすい環境の整備
- 見守り体制の充実

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者に対する理解を深め、支援に協力します。 ・地域ぐるみでの子育て支援と、子どもの見守りに協力します。
区・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者に対する理解を深め、関係機関・関係団体が行う支援に協力します。 ・地域ぐるみでの子育て支援と、子どもの見守りに努めます。 ・民生児童委員の活動に協力します。 ・あらゆる世代が交流できる区民参加の行事などを開催します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市民互助による地域での子育てを支援できる取り組みを行います。 ・日頃外出機会の少ない障がいのある方の社会参加の機会を提供します。 ・外出に必要な手段を支援できるよう取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する理解が深まるよう、市民に対し啓発を行います。 ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、包括的な支援やサービスが提供できる体制の充実を図ります。 ・妊娠、出産から産後、育児の切れ目のない支援を行います。 ・子どもの見守りや居場所づくりを行います。 ・子育ての悩み、不登校、子どもの貧困などの相談支援体制の充実を図ります。 ・高齢者、障がい者、子どもの虐待の早期発見に努め、関係機関と連携し対応します。 ・学校・家庭・地域・関係機関が連携・協力できる仕組みづくりに取り組みます。

取り組み紹介

【小諸市生活就労支援センター（まいさぼ小諸）】

経済的な困窮者や社会的孤立等さまざまな生活課題を抱えた方からの相談に応じ、相談者の状況にあった自立支援計画（プラン）を作成し、関係機関と連携して必要な支援を行う機関です。市が社協へ委託し、事業展開を行っています。



【希望の旅】

赤い羽根共同募金の配分金の一部を活用し、日ごろ外出の機会が少ない障がいのある方に、日帰り旅行を楽しんでいただくとともに、仲間づくりや、さまざまな方との交流や親睦を深める場として社協が実施しています。



【母子健康包括支援センター】

市民のみなさんが安心して、出産・子育てでき、乳幼児が健やかに成長していけるよう、小諸市保健センター内において、平日（祝日を除く月～金）の9：00～11：30まで保健師が、相談支援を行っています。妊娠や子育ての悩みを気軽に相談できる場です。

～目標 2 支え合う地域の仕組みづくり～

基本施策 2-2 地域のネットワークづくり

現状と課題

多様化・複雑化するさまざまな困難な課題に対して、市民や地域だけではなく、社会福祉法人、関係機関、民間事業者などとの連携強化や情報共有を行い、課題の解決に向け、分野を超えたネットワークを構築していく必要があります。

また、地域福祉活動を担う市民や、福祉サービスを必要としている方に、地域福祉や福祉サービスに関する情報を広くお知らせすることが必要です。

施策 2-2-1 地域福祉活動への参加促進

主な取り組み

- 地域福祉の普及啓発
- 関係機関との連携・情報共有

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none">・どのような相談先があるか把握に努めます。・福祉に関するさまざまな情報の収集に努めます。
区・地区	<ul style="list-style-type: none">・本計画の周知に取り組みます。・市・社協と連携し地域福祉活動に取り組みます。
社協	<ul style="list-style-type: none">・地域における生活課題と今ある資源を結び直しながら市民主体の地域づくりに取り組みます。・関係機関による各種連携会議の充実を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none">・本計画の理解促進と地域福祉の普及啓発に取り組みます。・高齢者、障がい者などに配慮し、あらゆる媒体により情報発信を行います。・福祉団体や民間福祉事業者などと連携し、さまざまな課題の解決に努めます。・出前講座など市民対象の学習会を開催します。

施策 2-2-2 ネットワークを活かしたまちづくり

主な取り組み

- さまざまな分野との協働
- 地域ぐるみの防災・防犯意識の醸成

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺やSNSを使った犯罪に遭わないよう家族で話し合います。 ・ ご近所同士で防災・防犯意識を高めます。 ・ 地域ぐるみでの子どもの見守りに協力します。 ・ 消防団活動に協力します。
区・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の充実を図ります。 ・ 警察・消防などが行う防災・防犯の取り組みに協力します。 ・ 子どもたちの通学、下校時の見守りを行います。 ・ 消防団と連携します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、区ごとに啓発を行います。 ・ 関係機関と連携しながら、まだつながっていないサービスや人材などを結び直します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全確保を行います。 ・ SNSの危険性についての啓発を行います。 ・ 関係機関・関係団体と連携し、防犯啓発活動に取り組みます。 ・ 警察や関係機関と連携し、詐欺防止など防犯意識高揚のための啓発を行います。

取り組み紹介



【福祉推進委員会】

定期的な情報交換や健康達人区らぶやふれあい給食会の企画と役割分担、災害時等住民支え合いマップの作成や更新、日常的な見守り体制作りなどを通して区内の支え合いを広げていくための組織です。

取り組み紹介

【森山区福祉健康推進委員会】

【概要】

森山区福祉健康推進委員会は、高齢者福祉・健康づくりの啓発・児童の安全安心活動等を目的とした各団体の代表及び区役員・民生児童委員で構成されています。会長は民生児童委員が務め、年5回の連絡会議を開催しています。

【委員会の構成団体】

- (1) 区内ボランティアグループ六菊会…年2回実施される高齢者を対象とした「ふれあい給食」のお弁当作りと「料理講習会」を担当し、要請があれば区の行事のお手伝いもする。
- (2) 介護予防ささえ愛サポーター…毎月1回、「健康達人区らぶ」を開催するほか、高齢者が参加する行事へ協力している。
- (3) 保健推進員…介護予防・健康づくりを目的とした講演会を開催している。
- (4) 高齢者クラブ（桃寿会）…本来の活動のほか、小学生との世代間交流行事（しめ縄作り・マレットゴルフ大会等）を開催したり、小学生の登下校の見守り活動も行っている。
- (5) 小学校PTA役員…高齢者と小学生の世代間交流行事の打合せ及び区の行事の連携活動を行う。
- (6) 赤十字奉仕団…協力員
- (7) 区役員及び民生児童委員

【効果】

区民の生活向上という同じ目的を持つ各組織がバラバラに活動するのではなく、連絡会議をもつことにより相互に連携することができています。また役割分担をすることにより、特定の役員の負担軽減に寄与するとともに活動が継続でき、地域全体で支え合っている先進的な事例になっています。

～目標 3 地域の支え合いを担う人づくり～

基本施策 3 - 1 福祉の理解を高める取り組み

現状と課題

アンケート結果から、90%の方がご近所と何らかのつきあいがあると回答しており、地域の結びつきがあることがうかがわれる一方、支援の必要な高齢者との関わりがあると答えた方は41%、また、支援が必要な障がい者との関わりがあると答えた方は28%と低い傾向であることがわかります。今後は、福祉を理解する取り組みの強化が必要です。

また、地域では、支援の必要な方や、子育て世帯、外国籍の方などいろいろな方が一緒に暮らしています。地域の中で誰もが尊重され安心して生活できるよう、それぞれの方が持つ特性を理解し、多様性を受け入れる人権意識の醸成が必要になります。

施策 3 - 1 - 1 福祉学習の推進

主な取り組み

○地域での福祉を理解する取り組み

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none">・福祉について関心を持ち、学習会などに参加して理解を深めます。・認知症や障がいについて理解を深めます。
区・地区	<ul style="list-style-type: none">・子どもから高齢者までの交流に取り組みます。・介護予防事業などを活用し、区民の学ぶ機会の充実に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none">・地域生活課題に気づき、主体的に取り組めるような福祉学習に取り組みます。・福祉への理解を広めるために社会福祉大会の開催を継続します。・分かりやすく、親しみやすい広報誌を市民に届けます。
市	<ul style="list-style-type: none">・小中学校での福祉・ボランティア教育を行います。・福祉について学ぶ機会の充実に努めます。

施策 3-1-2 人権意識の向上

主な取り組み

- 人権啓発の取り組み
- 人権擁護の取り組み

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重する意識を高めます。 ・差別、虐待、いじめ、DVなどの人権侵害を発見した場合は、市や関係機関に通報します。
区・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・人権懇談会や学習会を開催します。 ・あらゆる差別や偏見をなくす活動・啓発に協力します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりの権利が守られ、尊重されるよう必要な支援を行います。 ・人権侵害があった場合に、行政や専門職と連携し対応にあたるよう取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発を行い、市民の人権意識の高揚を図ります。 ・人権問題・人権侵害に対する相談支援体制を整えます。 ・高齢者・障がい者・子ども・女性の権利擁護を推進する取り組みを行います。

取り組み紹介



【小諸市社会福祉大会】

市、社協、小諸市共同募金委員会が共同で主催し、社会福祉の発展に功績のあった方や団体の表彰と福祉への理解を広めることを目的に、年1回開催しています。

～目標 3 地域の支え合いを担う人づくり～

基本施策 3－2 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

生活課題に対するニーズが多様化・複雑化している中、地域を支える担い手の確保は大きな課題となっています。

多様な担い手を確保していくため、これまでの「支え手」と「受け手」の関係を見直し、「受け手」も「支え手」として、身近な生活課題の解決が図れるよう、相互に支え合う意識の醸成が必要です。

アンケートであなたが協力できそうなことは何ですかの問いに対し、区を中心とした顔がみえる関係づくりと高齢者への支援との回答が多くあり、身近な地域でのつながりや助け合いを重要視している様子が見られます。

地域では、民生児童委員、保健推進員や各種ボランティア団体などの市民活動団体が地域福祉の担い手となって活動をしています。地域福祉を推進するうえで、それらの団体への理解・協力はもとより、生きがいつくりの場として自ら積極的に参加して活動していくことが望まれます。また、継続した活動が行えるよう、負担の分散や軽減、情報発信、後継者の育成などに取り組む必要があります。

地域で解決困難な課題に対しては、社会福祉法人、NPO法人など専門的知識を持った社会資源との連携を図りながら支援に取り組む体制づくりが必要です。

施策 3－2－1 地域福祉の担い手育成

主な取り組み

- 誰もが担い手となれる体制づくり
- 担い手育成

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none">・自らの知識や経験を地域で活かします。・自ら市民活動やボランティア活動に参加します。・ご近所同士困っていることを協力し合える関係を築きます。
区・地区	<ul style="list-style-type: none">・地域で活躍する担い手を発掘し、必要に応じ各種委員の適任者を推薦します。

社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での市民互助の活動が広がるよう、市民活動・ボランティアサポートセンターで人材発掘や育成に取り組みます。 ・ボランティア団体などの活動を支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティアやリーダー養成のための講座を開催します。 ・各種委員のスキルアップを目的とした学習会などを開催します。

施策 3-2-2 地域を担う社会資源との連携

主な取り組み

○各種団体への支援と連携

実施主体ごとの役割	
住民・隣組	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、保健推進員などの活動に協力します。
区・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員や市民活動団体の活動に協力し、地域福祉の向上に努めます。 ・区民に困りごとがあった場合、関係機関へつなぎます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の活動状況を把握し、必要としている「受け手」につなぎます。 ・各種団体が行っている活動へ育成支援を行います。 ・さまざまな機関と連携し、赤い羽根共同募金運動に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員や市民活動団体の活動支援を行います。 ・各種委員のPRや活動状況などの情報を発信します。 ・各分野の委員と関係機関との連携体制づくりに努めます。 ・社会福祉法人が行う地域貢献の取り組みを推進します。

取り組み紹介

【芝生田放課後児童クラブ】

有志からなる児童クラブ運営委員会（区長経験者、PTA支部長など）が主体となり、区内の小中学生（登録は約50名）を対象にしています。毎月第2と第4水曜日の15時30分～17時30分に公民館で開催。子どもたちは、まず宿題を済ませ、その後に読書や将棋、カルタなどの遊びをしています。夏休みには登山、正月には書初めも行っています。

運営委員が付き添って学習支援や見守りを行っています。参加にあたり登録をしてから傷害保険に加入します。区からは補助金などの支援をいただいています。



～代表者より～

子どもたちが地域の大人との触れ合いを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけたり、居場所づくりなど子どもたちを地域で支えることを目的に開設しました。異年齢集団による上級生が下

級生の世話をしたり、勉強を教え合う場面がみられ集団生活ができる側面もあります。

子どもたちの活発な姿に接し、元気もらっています。

第5章 計画の推進体制

1 計画策定の体制

(1) 小諸市健康福祉審議会

計画の策定にあたっては、小諸市健康福祉審議会条例に基づき、小諸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、本計画の策定手法や具体的内容を審議しました。

また、地域福祉推進にあたり、本計画の進捗状況を分析・評価し、必要な対策や施策を行政へ提言します。

(2) 庁内・社協の計画策定体制

審議会に、福祉、健康づくり、教育の庁内部局と社協で構成される事務局を組織し、横断的な計画となるよう連携・協働体制について協議しました。

審議会で審議した具体的内容について、小諸市は政策会議に、社協は理事会などに諮り関係部署との整合性を図りました。

本計画に盛り込んだ施策の実現のため、福祉、健康、教育、防災などさまざまな分野の関係部局と情報の共有と連携を図り、本計画の推進に取り組みます。

2 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市民、関係機関、関係団体や民間事業者など幅広い分野で一体となって取り組んでいく必要があります。それぞれの主体が、本計画の理念を理解、共有し地域福祉を推進していくため、さまざまな機会や媒体を利用し、計画内容の広報、啓発に努めます。

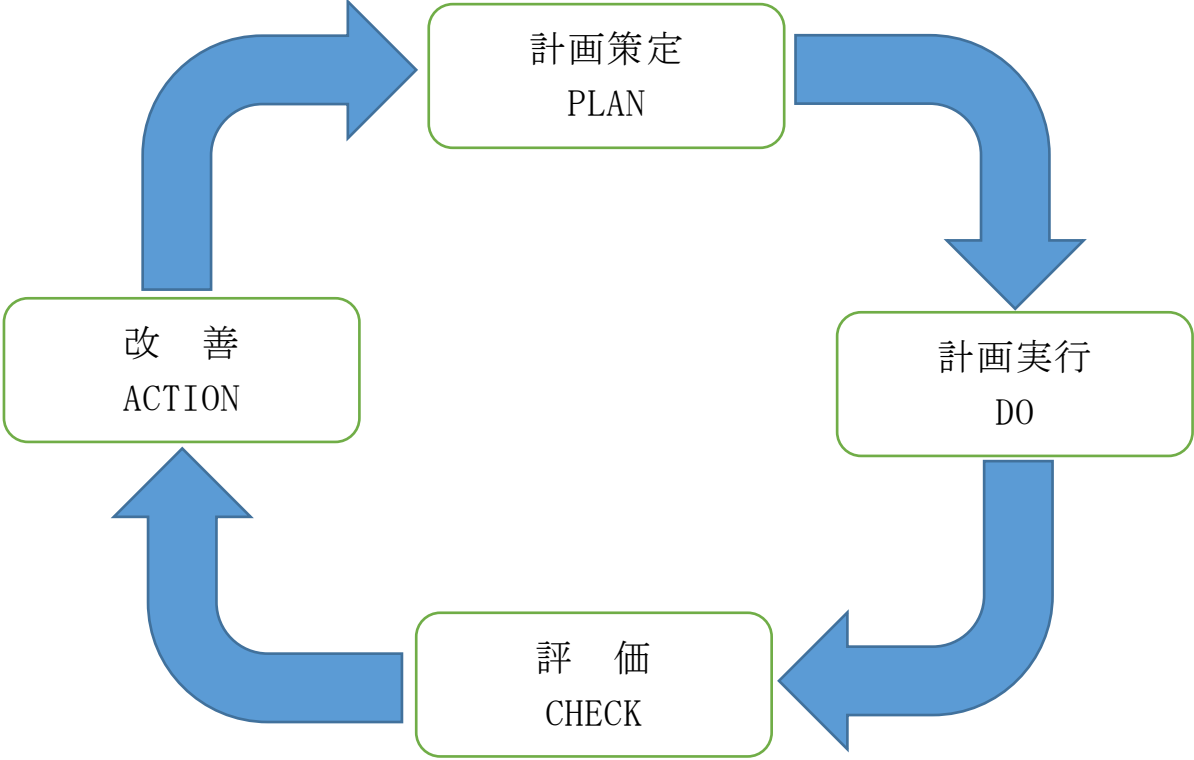
3 計画の進行管理

地域福祉推進のため、計画を作る（PLAN）、計画を実行する（DO）、評価する（CHECK）、計画の改善（ACTION）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理に努め、目標達成に向け着実な取り組みを行います。

本計画の進行管理は、審議会において行い、計画の進捗状況や具体的な取り組みの状況などを評価します。また、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえながら、必要に応じて随時見直しを行うなど適切な管理に努めます。

評価した内容については公表し、次期計画策定に向けて、市民の積極的な参画を促していきます。

P D C Aサイクルのイメージ図



資料編

1 アンケート調査結果（抜粋）

1 調査対象

本市在住で16歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出

2 調査方法

郵送による配布及び回収

3 調査期間

令和元年8月1日～8月31日（当日消印有効）

4 調査結果

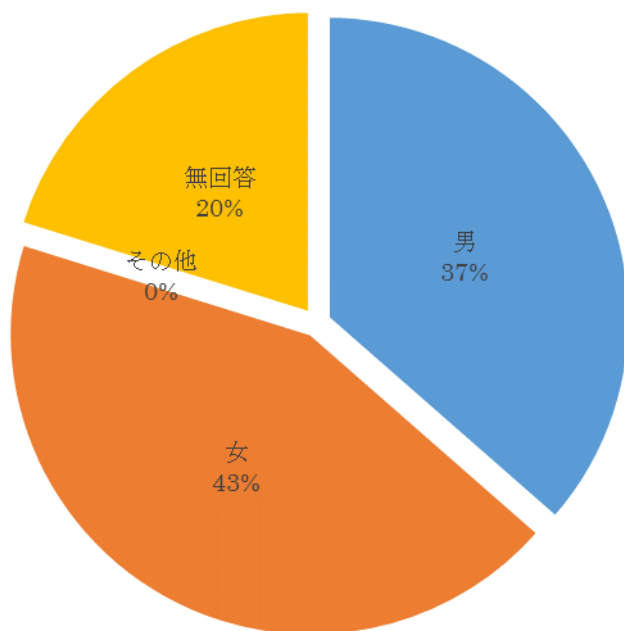
配布数 2,000件

回答者数 738件

回答率 36.9%

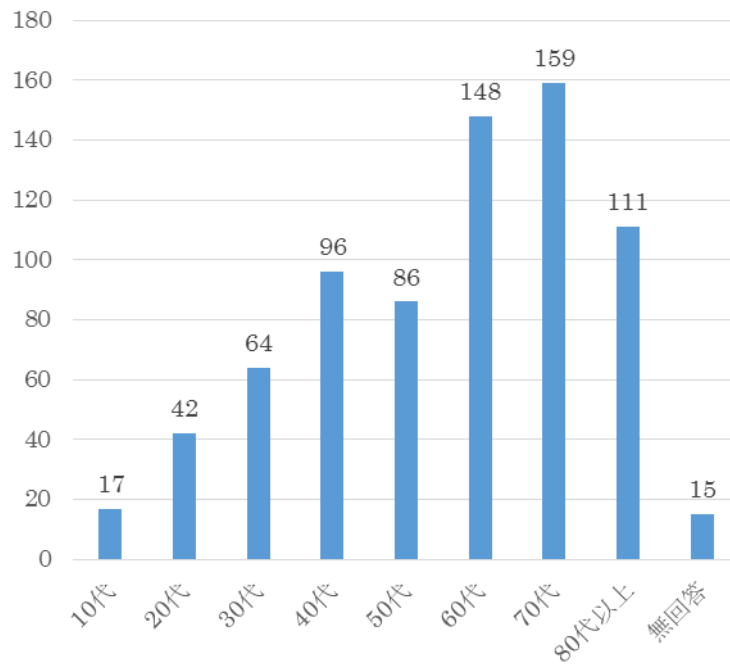
① あなたや家族のことについて

性別



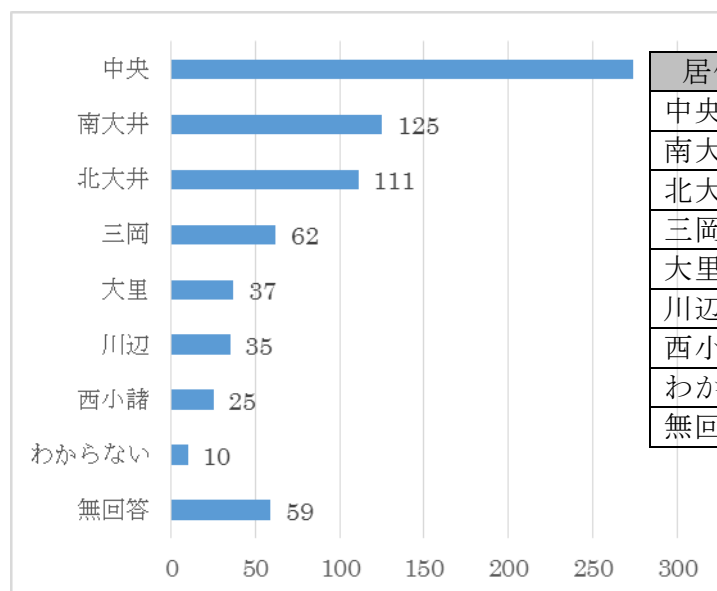
性別	件数	構成比
男	269	37%
女	320	43%
その他	0	0%
無回答	149	20%

年齢



年齢	件数	構成比
10代	17	2%
20代	42	6%
30代	64	9%
40代	96	13%
50代	86	12%
60代	148	20%
70代	159	22%
80代以上	111	15%
無回答	15	2%

居住地域

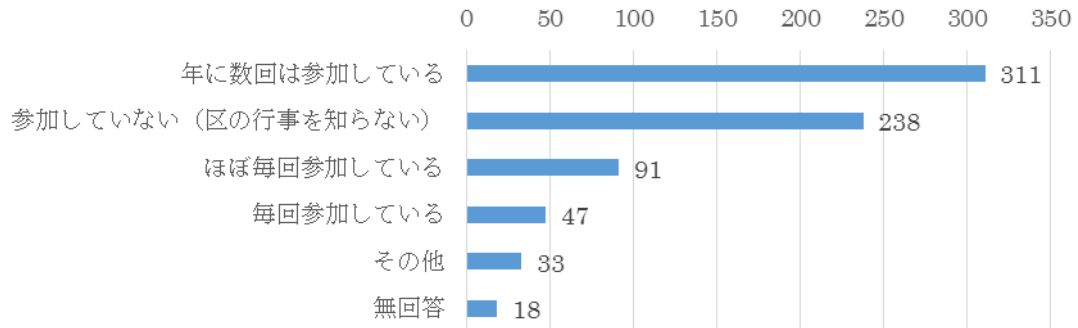


居住地域	件数	構成比
中央	274	37%
南大井	125	17%
北大井	111	15%
三岡	62	8%
大里	37	5%
川辺	35	5%
西小諸	25	3%
わからない	10	1%
無回答	59	8%

② ご近所づきあいや地域での暮らしについて

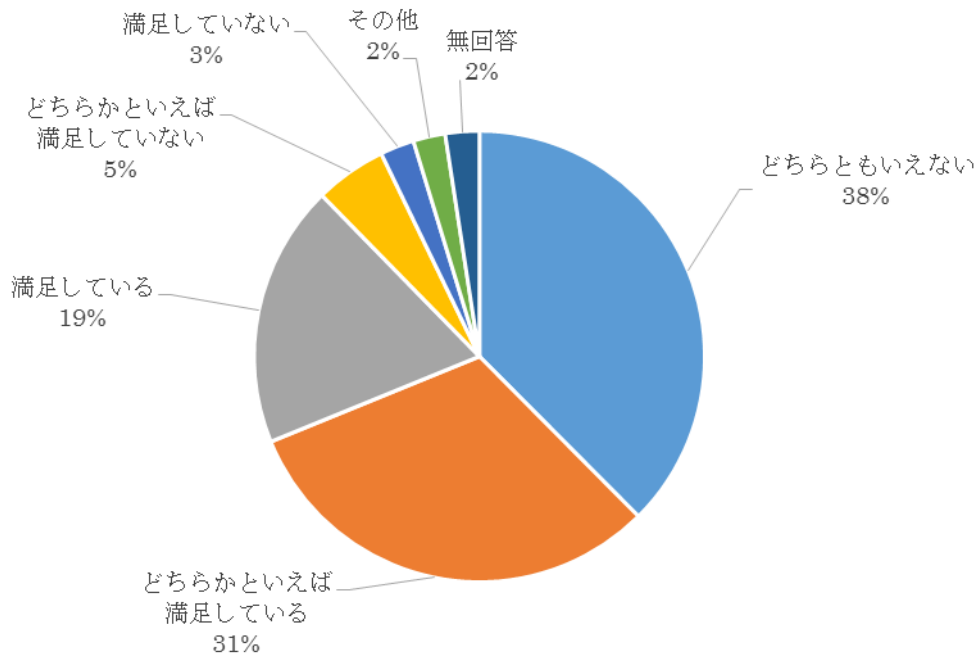
区内でのおつきあいについてお聞きします

問1 あなたは区の行事にどの程度参加していますか



問1	件数	構成比
年に数回は参加している	311	42%
参加していない (区の行事を知らない)	238	32%
ほぼ毎回参加している	91	12%
毎回参加している	47	6%
その他	33	4%
無回答	18	2%

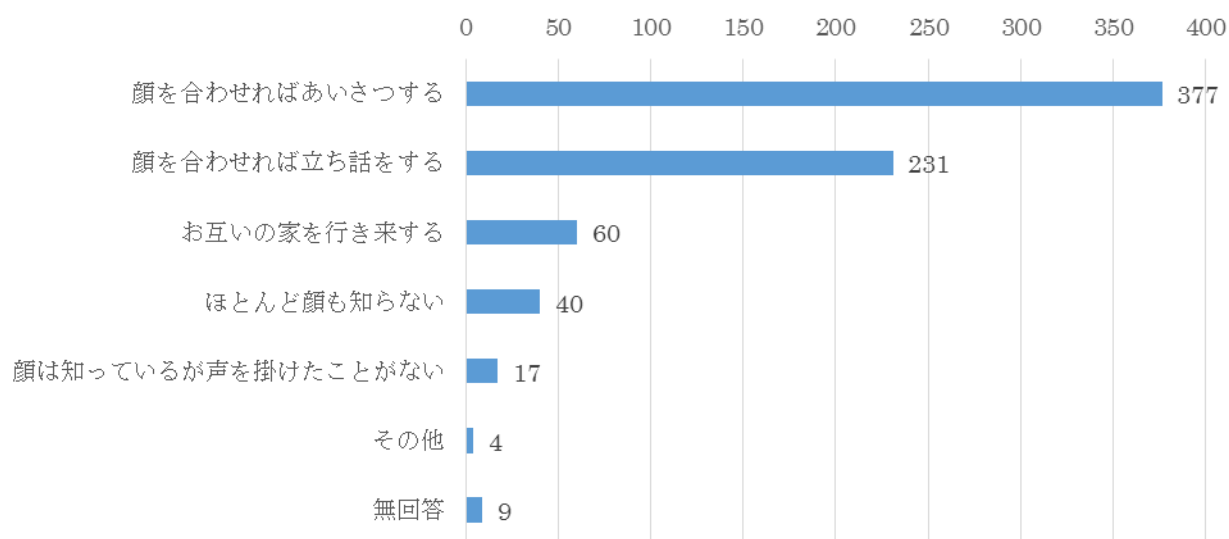
問2 あなたは区との関わりに満足していますか



問 2	件数	構成比
どちらともいえない	277	38%
どちらかといえば満足している	231	31%
満足している	139	19%
どちらかといえば満足していない	38	5%
満足していない	18	2%
その他	17	2%
無回答	18	2%

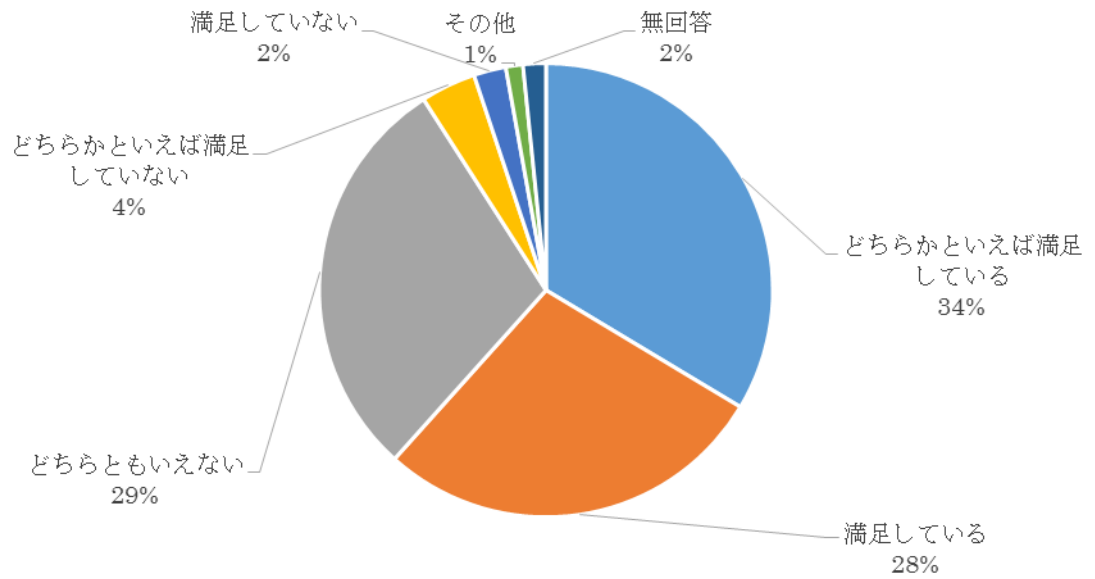
ご近所とのおつきあいについてお聞きします

問 3 あなたはご近所の方とどの程度のつきあいがありますか



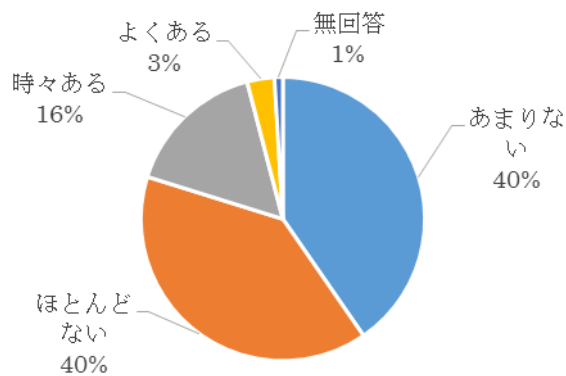
問 3	件数	構成比
顔を合わせればあいさつする	377	51%
顔を合わせれば立ち話をする	231	31%
お互いの家を行き来する	60	8%
ほとんど顔も知らない	40	5%
顔は知っているが声を掛けたことがない	17	2%
その他	4	1%
無回答	9	1%

問 4 あなたは今のご近所づきあいに満足していますか



問 4	件数	構成比
どちらかといえば満足している	248	34%
満足している	207	28%
どちらともいえない	216	29%
どちらかといえば満足していない	29	4%
満足していない	17	2%
その他	9	1%
無回答	12	2%

問 5 あなたは生活の中で孤立感を感じることはありますか



問 5	件数	構成比
あまりない	298	40%
ほとんどない	291	40%
時々ある	119	16%
よくある	23	3%
無回答	7	1%

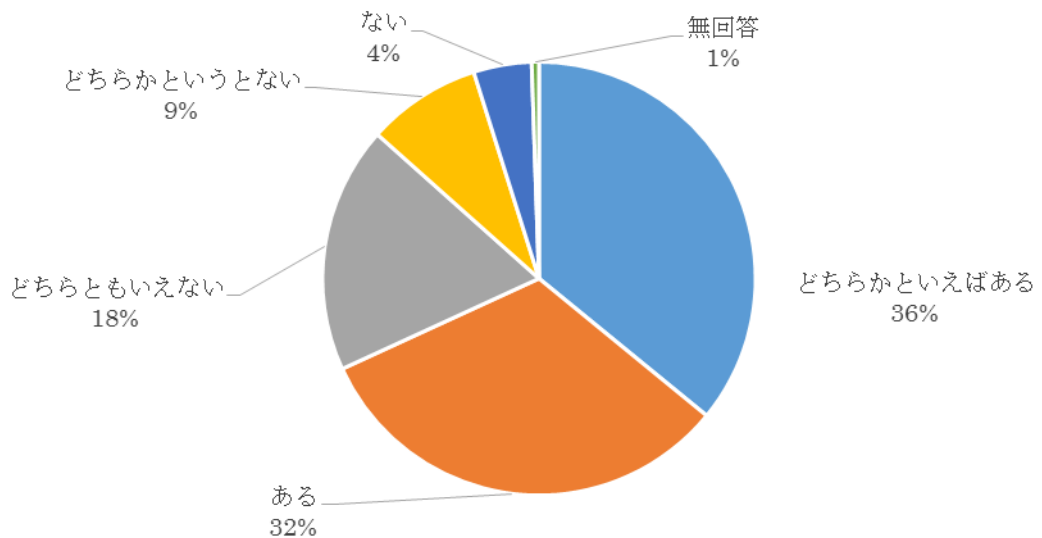
健康増進や介護予防に関するおつきあいについてお聞きします

問 6 あなたは、健康増進や介護予防について誰と取り組んでいますか

(あてはまるものすべてに○)

問 6	件数	構成比
区の集まりへ参加している	76	9%
仲間同士でしている	97	12%
自分だけでしている	274	33%
市の集まりへ参加している	22	3%
特に取り組んでいることはない	321	38%
無回答	46	6%

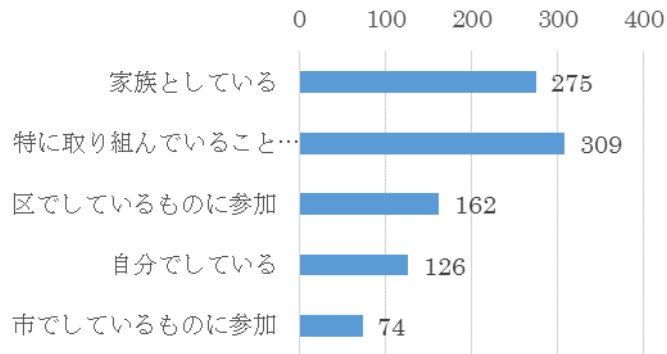
問 7 あなたは、健康増進や介護予防についてどの程度関心がありますか



問 7	件数	構成比
どちらかといえばある	265	36%
ある	238	32%
どちらともいえない	136	18%
どちらかというとない	63	9%
ない	32	4%
無回答	4	1%

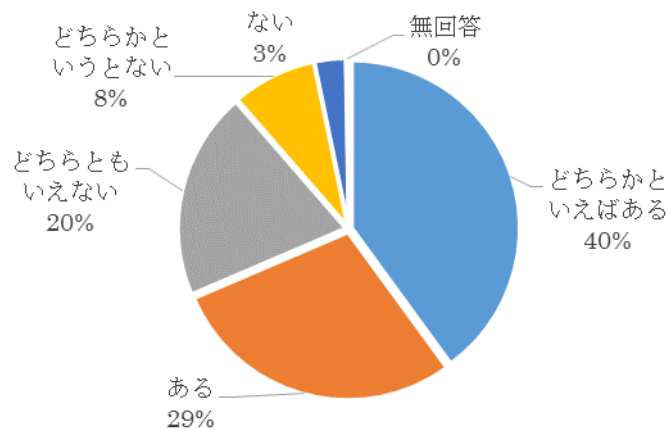
防災に関するおつきあいについてお聞きします

問 8 あなたは防災について誰と取り組んでいますか（複数回答）



問 8	回答数
家族としている	275
特に取り組んでいること…	309
区でしているものに参加	162
自分でしている	126
市でしているものに参加	74

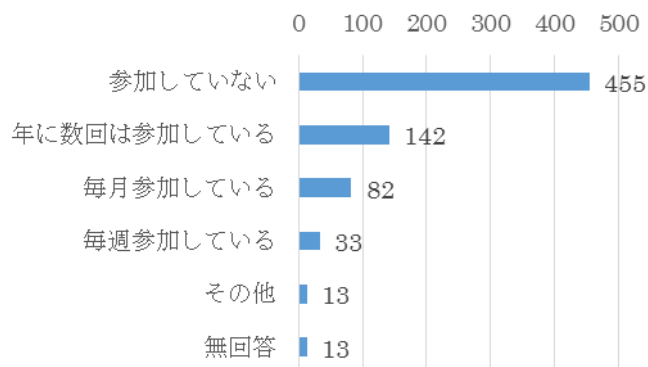
問 9 あなたは防災についてどの程度関心がありますか



問 9	件数	構成比
どちらかといえばある	295	40%
ある	211	29%
どちらともいえない	148	20%
どちらかというとな	60	8%
ない	22	3%
無回答	2	0%

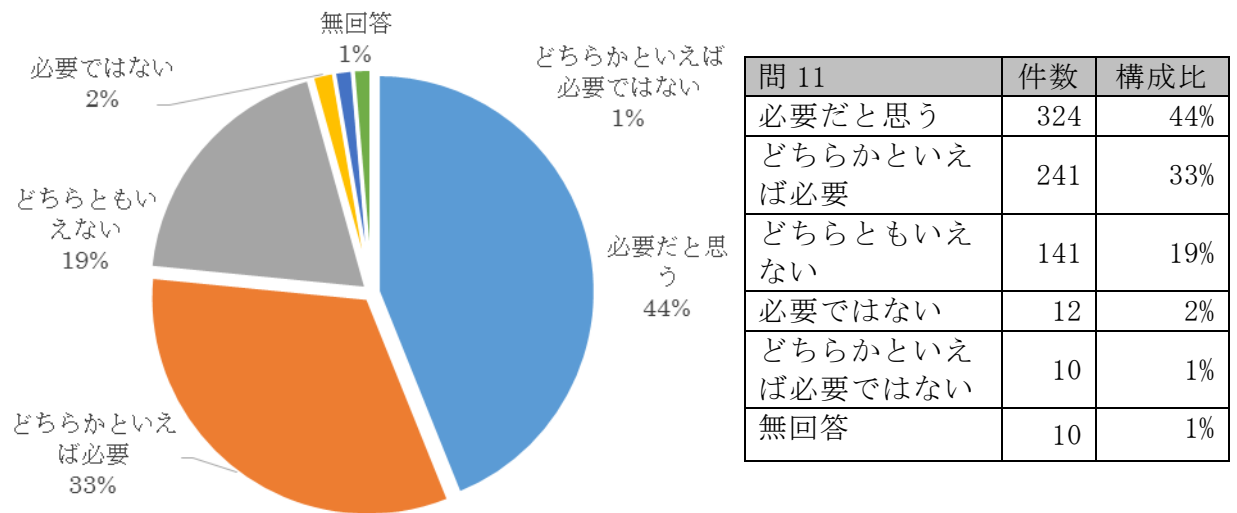
趣味活動やボランティア活動などのおつきあいについてお聞きします

問 10 あなたは趣味活動やボランティア活動などにどの程度参加していますか



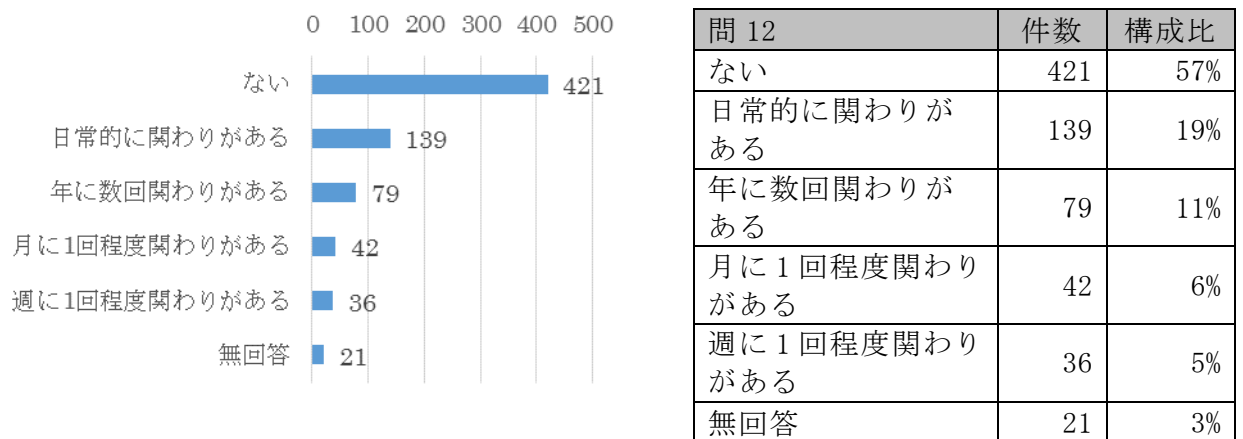
問 10	件数	構成比
参加していない	455	62%
年に数回は参加している	142	19%
毎月参加している	82	11%
毎週参加している	33	4%
その他	13	2%
無回答	13	2%

問 11 あなたは趣味活動やボランティア活動などを必要だと思いますか

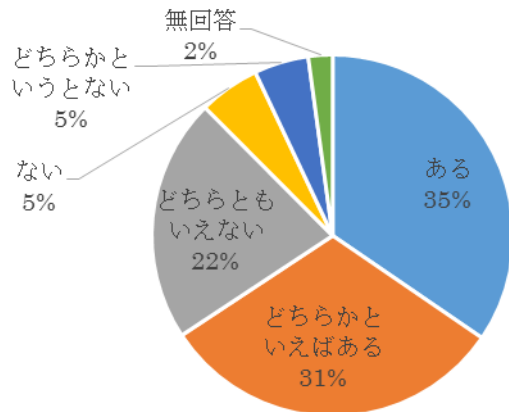


③ 高齢者や障がいがある方、子育て家庭に関すること
 支援が必要な高齢者との関わりについてお聞きします

問 12 あなたは支援が必要な高齢者とどの程度関わりがありますか
 (仕事での関わりは除く)



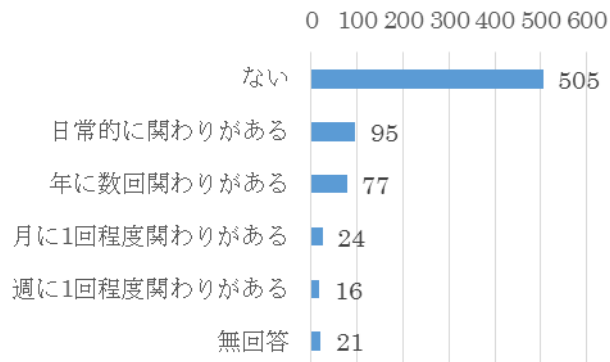
問 13 あなたは支援が必要な高齢者の暮らしについて関心がありますか



問 13	件数	構成比
ある	255	35%
どちらかといえばある	230	31%
どちらともいえない	161	22%
ない	40	5%
どちらかというとな	36	5%
無回答	16	2%

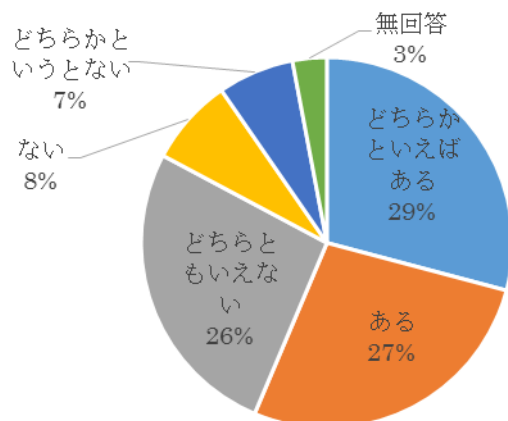
障がいのある方との関わりについてお聞きします

問 14 あなたは支援が必要な障がいのある方とどの程度関わりがありますか（仕事での関わりは除く）



問 14	件数	構成比
ない	505	68%
日常的に関わりがある	95	13%
年に数回関わりがある	77	10%
月に1回程度関わりがある	24	3%
週に1回程度関わりがある	16	2%
無回答	21	3%

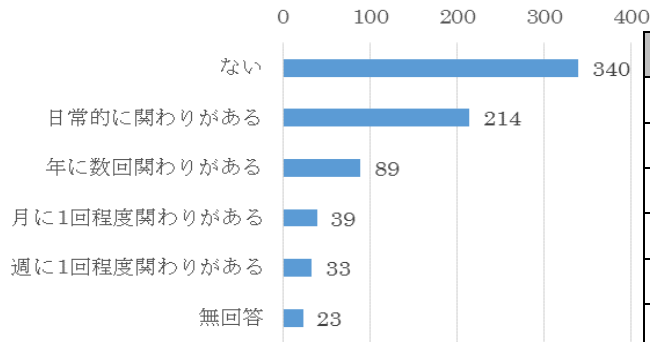
問 15 あなたは支援が必要な障がいのある方の暮らしについて関心がありますか



問 15	件数	構成比
どちらかといえばある	215	29%
ある	201	27%
どちらともいえない	195	26%
ない	56	8%
どちらかというとな	49	7%
無回答	22	3%

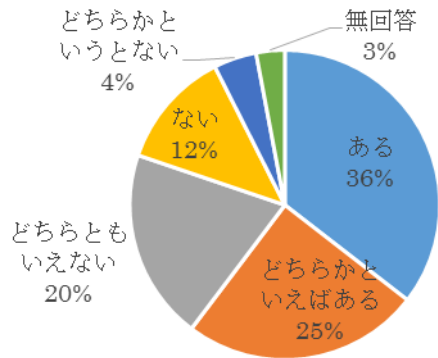
子育て家庭との関わりについてお聞きします

問 16 あなたは子育て家庭とどの程度関わりがありますか
(仕事での関わりは除く)



問 16	件数	構成比
ない	340	46%
日常的に関わりがある	214	29%
年に数回関わりがある	89	12%
月に1回程度関わりがある	39	5%
週に1回程度関わりがある	33	4%
無回答	23	3%

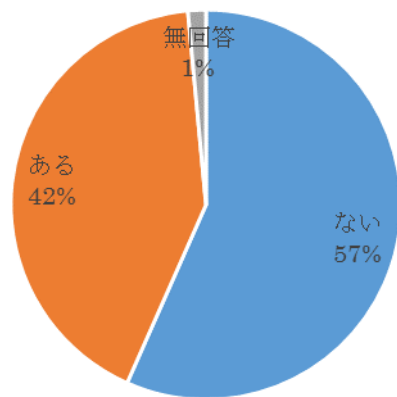
問 17 あなたは子育て家庭の暮らしについて関心がありますか



問 17	件数	構成比
ある	262	36%
どちらかといえばある	183	25%
どちらともいえない	147	20%
ない	91	12%
どちらかというとな	33	4%
無回答	22	3%

④ 困りごとがあるときの解決方法について

問 18 あなたは、高齢や障がい、子育てなどで日常生活を送るうえで不安や困りごとがあった時に、どこかに相談したことはありますか



問 18	件数	構成比
ない	418	57%
ある	309	42%
無回答	11	1%

問 19 問 18 で「ない」と答えた方にお聞きします。その理由を教えてください。

問 19	件数
不安や困っていることが特になかった	203
相談する必要が無かった	156
相談窓口がわからなかった	41
その他	18

問 20 問 18 で「ある」と答えた方にお聞きします。あなたが、実際に相談したのはどこ（だれ）ですか（あてはまるものすべてに○印）

問 20	件数
親族	196
友人・知人	139
医療機関	125
市役所	83
地域包括支援センター	78
保健センター	41
介護保険事業所	38
保育園・幼稚園・学校	34
近所の人	42
社会福祉協議会	35
区の役員さん（区長・民生委員など）	28
障がい福祉事務所	29
児童館・子どもセンター	16
警察・消防署	11
教育委員会	6
シルバー人材センター	9
消費生活センター	4

⑤ 住みやすい小諸市にするためにあなた自身ができることについて

問 21 あなたは「福祉」という言葉からどのような印象を受けますか

問 21	件数
お互いに助け合う	341
困っている人を助ける	209
みんなが幸せになる	124
誰かから助けてもらう	29
特に何もない	13
その他・無回答	22

問 22 住みやすい小諸市にするためには何が必要だと思いますか
 (最も必要だと思うものから3つ以内)

問 22	件数
高齢者への支援	292
健康増進や介護予防の推進	243
子育て世帯・子どもへの支援	210
防災など災害時への備え	199
包括的な相談体制	165
住民主体の支え合い活動の推進	151
区を中心とした顔のみえる関係づくり	140
障がいがある方への支援	126
生活に困っている方への支援	125
福祉への理解	75
市民活動・ボランティア活動の推進	65
生涯学習や福祉教育などの学びの機会	69

問 23 住みやすい小諸市をつくるためにあなたが協力できそうなことはありますか (あてはまるものすべてに○印)

問 23	件数
防災など災害時への備え	209
健康増進や介護予防の推進	182
区を中心とした顔のみえる関係づくり	180
高齢者への支援	171
市民活動・ボランティア活動の推進	148
住民主体の支え合い活動の推進	144
福祉への理解	143
子育て世帯・子どもへの支援	130
障がいがある方への支援	114
生活に困っている方への支援	71
生涯学習や福祉教育などの学びの機会	72
包括的な相談体制	61
ない	5

問 24 の自由記述については、多数のご意見をいただきました。すべての意見を審議会へ報告をしました。

2 アンケート調査結果についての所感

令和元年 10 月

長野大学 学長 中村 英三

第 1 回小諸市健康福祉審議会においてアンケートを市民の方々にお願いすることとなり、その集計を通して「地域福祉計画・活動計画」に反映することを目的としました。従いまして、比較対象とする自治体を今後において考えることも視野に置き、計画の参考になればと考えます。

さて、今後の地域福祉、社会保障については「自助・互助・共助、公助の仕組み作り」が基本となり、重要とされています。

参考として、「平成 20 年地域包括ケア研究会報告書」に自助・互助・共助・公助が説明されております。

- ・自助：自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持
- ・互助：インフォーマルな相互扶助。例えば近隣の助け合いやボランティア等
- ・共助：社会保険のような制度化された相互扶助
- ・公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定め、たうえで必要な生活保障を行う社会福祉等

例えば「21 世紀福祉ビジョン～少子・高齢社会に向けて～」(平成 6 年 3 月高齢社会福祉ビジョンの懇談会において、少子・高齢社会における社会保障の全体像として、「自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムの構築」が提言されました。

また、社会保障制度改革推進法(平成 24 年 8 月 22 日公布)第 2 条(基本的な考え方)には、「社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとし、自助、共助および公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営めるよう、家族相互および国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現の支援をして行く」と謳われています。

以上のことを基本として、今回の住民アンケートを単純集計にて分析したところ、次のことが言えるかと思えます。

今回のアンケートは、小諸市民の地域における福祉活動の実態調査の趣旨により、大きく分けて以下の5項目からなる。

- ① あなたや家族のことについて
- ② ご近所づきあいや地域での暮らしについて
- ③ 高齢者や障がいがある方、子育て家庭に関すること
- ④ 困りごとがあるときの解決方法について
- ⑤ 住みやすい小諸市にするためにあなた自身ができることについて

同市での前段となる実態調査などの取組みは無く、継続比較する材料がないため、アンケート結果の数値だけでの優劣を見極めることは困難である。これについては継続した次回アンケートの結果において判断を委ねたい。

しかし、あえて考察するのであれば、半数（50%）を基準とし、項目ごとに小諸市民の意識を「強み（70%以上）」と「弱み（40%未満）」に分けて考えてみたい。また意見については上位10件を取り上げる。

=====

② ご近所づきあいや地域での暮らしについて

=====

■ 区内でのおつきあいについてお聞きします

問1 あなたは区の行事にどの程度参加していますか
参加傾向：60%

問2 あなたは区との関わりに満足していますか
満足傾向：50%

■ ご近所とのおつきあいについてお聞きします

問 3 あなたはご近所の方とどの程度のつきあいがありますか
つきあいがある傾向：90% (▲強み)

問 4 あなたは今のご近所づきあいに満足していますか
満足傾向：62%

問 5 あなたは生活の中で孤立感を感じることはありますか
感じない傾向：80% (▲強み)

■ 健康増進や介護予防に関するおつきあいについてお聞きします

問 7 あなたは、健康増進や介護予防についてどの程度関心がありますか
関心がある傾向：68%

■ 防災に関するおつきあいについてお聞きします

問 9 あなたは防災についてどの程度関心がありますか
関心がある傾向：69%

■ 趣味活動やボランティア活動などのおつきあいについてお聞きします

問 10 あなたは趣味活動やボランティア活動などにどの程度参加していますか
参加傾向：34% (▼弱み)

問 11 あなたは趣味活動やボランティア活動などを必要だと思えますか
必要傾向：77% (▲強み)

=====

③ 高齢者や障がいがある方、子育て家庭に関すること

=====

■支援が必要な高齢者との関わりについてお聞きします

問 12 あなたは支援が必要な高齢者とどの程度関わりがありますか（仕事での関わりは除く）

ある傾向：41%（▼弱み）

問 13 あなたは支援が必要な高齢者の暮らしについて関心がありますか

ある傾向：66%

■障がいのある方との関わりについてお聞きします

問 14 あなたは支援が必要な障がいのある方とどの程度関わりがありますか（仕事での関わりは除く）

ある傾向：28%（▼弱み）

問 15 あなたは支援が必要な障がいのある方の暮らしについて関心がありますか

ある傾向：56%

■子育て家庭との関わりについてお聞きします

問 16 あなたは子育て家庭とどの程度関わりがありますか（仕事での関わりは除く）

ある傾向：50%

問 17 あなたは子育て家庭の暮らしについて関心がありますか

ある傾向：61%

=====
④ 困りごとがあるときの解決方法について
=====

問 18 あなたは、高齢や障がい、子育てなどで日常生活を送るうえで不安や困りごとがあった時に、どこかに相談したことはありますか

(あると答えた上位 10 件)

親族	196
友人・知人	139
医療機関	125
市役所	83
地域包括支援センター	78
近所の人	42
保健センター	41
介護保険事業所	38
社会福祉協議会	35
保育園・幼稚園・学校	34

=====
⑤ 住みやすい小諸市にするためにあなた自身ができることについて
=====

問 22 住みやすい小諸市にするためには何が必要だと思いますか

(上位 10 件)

高齢者への支援	292
健康増進や介護予防の推進	243
子育て世帯・子どもへの支援	210
防災など災害時への備え	199
包括的な相談体制	165
住民主体の支え合い活動の推進	151
区を中心とした顔の見える関係づくり	140
障がいがある方への支援	126
生活に困っている方への支援	125
福祉への理解	75

問23 住みやすい小諸市をつくるためにあなたが協力できそうなことはありますか

(上位10件)

防災など災害時への備え	209
健康増進や介護予防の推進	182
区を中心とした顔のみえる関係づくり	180
高齢者への支援	171
市民活動・ボランティア活動の推進	148
住民主体の支え合い活動の推進	144
福祉への理解	143
子育て世帯・子どもへの支援	130
障がいがある方への支援	114
生涯学習や福祉教育などの学びの機会	72

まとめ

■強み

ご近所の方とのつきあい	ある傾向	90%
孤立感を感じるか	感じない傾向	80%
趣味活動やボランティア活動などは必要か	必要傾向	77%

■弱み

趣味活動やボランティア活動などへの参加	参加傾向	34%
支援が必要な高齢者との関わりがあるか	ある傾向	41%
支援が必要な障がいのある方と関わりがあるか	ある傾向	28%

特に弱みについてであるが、「趣味活動やボランティア活動などへの参加」は必要意識は高いものの、参加する傾向が低い。「高齢者との関わり」は今後必然的に高くなってくると思われるが、「障がい者との関り」は当事者でないと希薄になる傾向もありその活動における解決策が望まれる。

また、問 22 と問 23 の「住みやすい小諸市にするためには何が必要だと思うか」「住みやすい小諸市をつくるためにあなたが協力できそうなことはあるか」の設問では、「高齢者支援」「健康増進や介護予防」「子育て世帯・子どもへの支援」「防災災害時への備え」が上位となり意識の高さが伺えるが、「市民活動・ボランティア活動」「障がい者支援」「生活困窮者支援」については下位となっており、順位からみた意識の低さが若干ではあるが見受けられる。

3 計画策定の検討経過

小諸市健康福祉審議会

月 日	会議名	内 容
7月22日	第1回小諸市健康福祉審議会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ・アンケート内容の検討
11月7日	第2回小諸市健康福祉審議会	・アンケート集計結果について ・計画の基本事項の検討
1月23日	第3回小諸市健康福祉審議会	・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素々案）の検討
2月20日	第4回小諸市健康福祉審議会	・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の検討

庁内・事務局会議等

月 日	会議名等	内 容
7月16日	第1回事務局会議	・アンケート内容の検討
9月18日	第1回事務局 ワーキングチーム会議	・意見交換
11月1日	第2回事務局会議	・アンケート集計結果について ・計画の基本事項の検討
12月11日	第2回事務局 ワーキングチーム会議	・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素々案）の検討
2月1日～ 2月12日	庁内関係各課との協議	・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の検討

4 小諸市健康福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

審議会役職	所属・役職	氏名
副会長	小諸市子ども・子育て会議 委員 (公募)	太田 洋子
	小諸市子ども・子育て会議 委員 (市立中央保育園 園長)	塩川 智枝子
	小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会 会長 (浅間南麓こもろ医療センター 老人保健施設課長)	霜田 哲正
	小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会 副会長 (小諸市高齢者クラブ連合会 会長)	牧野 和人
	小諸市障害者計画等審議会 会長 (社会福祉法人 小諸青葉福祉会やまびこ園 園長)	佐藤 正雄
	小諸市障害者計画等審議会 委員 (社会福祉法人 小諸学舎 学舎長)	小松 敏幸
	小諸市健康づくり推進協議会 会長 (一般社団法人小諸北佐久医師会 小諸支部長)	富岡 邦昭
	小諸市健康づくり推進協議会 副会長 (一般社団法人小諸北佐久薬剤師会 会長)	小松 富美男
	小諸市民生児童委員推薦会 委員 (小諸市保護司会 サポートセンター長)	依田 隆司
	市民公募	小林 有里
会長	公立大学法人 長野大学 学長	中村 英三
	小諸市区長会 副会長	土屋 清一
	小諸市保健推進員会 会長	鷹野 みち子
	小諸市身体障害者福祉協会 理事	中込 貞夫
	小諸市民生児童委員協議会 副会長	森山 達彦

事務局名簿

事務局長	保健福祉部長	富岡 昭吾
事務局次長	保健福祉部 厚生課長	土屋 雅志
事務局員	保健福祉部 厚生課 保護社会係長	五十嵐 二三男
〃	保健福祉部 厚生課 福祉係長	高橋 修一
〃	保健福祉部 厚生課 保護社会係 主査	渡辺 利美
〃	保健福祉部 高齢福祉課長	小林 俊明
〃	保健福祉部 高齢福祉課 給付サービス係長	小山 和敏
〃	保健福祉部 健康づくり課長	土屋 明美
〃	保健福祉部 健康づくり課 健康支援係長	大森 幸子
〃	教育委員会 教育次長	内堀 浩宣
〃	教育委員会 子ども育成課長	佐藤 雅雪
〃	教育委員会 子ども育成課 子ども相談係長	高橋 美穂
〃	小諸市社会福祉協議会 事務局長	大塚 政弘
〃	小諸市社会福祉協議会 事務局次長	小山 利明
〃	小諸市社会福祉協議会 地域福祉推進員	鷹野 聡史

5 関係法令

○改正社会福祉法（抜粋）（平成 29 年 6 月 2 日法律第 52 号 平成 30 年 4 月 1 日施行）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○小諸市健康福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画の策定及びその推進に関する事項を審議し、社会福祉をはじめとした健康福祉施策を総合的に推進するため、小諸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、小諸市地域福祉計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 小諸市子ども・子育て会議条例（平成26年小諸市条例第26号）に基づく委員
- (2) 小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会設置条例（平成26年小諸市条例第9号）に基づく委員
- (3) 小諸市障害者計画等審議会設置条例（平成26年小諸市条例第8号）に基づく委員
- (4) 小諸市健康づくり推進協議会条例（令和元年小諸市条例第11号）に基づく委員
- (5) 小諸市民生委員推薦会規則（平成4年小諸市規則第20号）に基づく委員
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要と認める者

3 前項第6号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち、公募に応じたものとする。

(令元条例11・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門事項の調査審議)

第7条 会長は、次の各号に掲げる専門の事項について、当該各号に掲げる会議等(以下「会議等」という。)に調査審議を依頼することができる。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事項 小諸市子ども・子育て会議条例に基づく小諸市子ども・子育て会議
- (2) 高齢者の保健福祉に関する事項 小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会設置条例に基づく小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会
- (3) 障がい児(者)の保健福祉に関する事項 小諸市障害者計画等審議会設置条例に基づく小諸市障害者計画等審議会
- (4) 健康づくりに関する事項 小諸市健康づくり推進協議会条例に基づく小諸市健康づくり推進協議会

- 2 審議会は、規則で定めるところにより、会議等の決定をもって、審議会の決定とすることができる。

(令元条例11・一部改正)

(専門委員会)

第8条 審議会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 会長は、必要に応じ、審議会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。
- 4 前項の場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 5 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部及び教育委員会において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

あ行	
NPO法人	Non-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略。「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、文化などの公益活動を行う組織や団体。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを利用して情報のやり取りを行うサービスのこと。SNSを介しての誹謗中傷や犯罪に巻き込まれるなど、危険性が社会問題となっている。
か行	
権利擁護	自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人達のために代わって権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明する活動のこと。
孤立死	地域社会等とのつながりを持たない状態で死亡し、長期間誰にも気づかれなかった状態のこと。
さ行	
災害時等住民支え合いマップ	災害時における、災害時要援護者、支援者の所在地、避難場所、避難方法を表記した地図。マップを作成することで、支援が必要な者が災害時に安全に避難できる体制を確立させるとともに、作成の過程を通して地域のつながりを形成し、平時の見守りにも活用できる。
災害時等要援護者支援制度	災害時に自主的に避難することが困難な、ひとり暮らし高齢者や体の不自由な者に申請いただき、必要な情報を支援機関で共有することで、災害時の地域での支援や日頃からの見守り体制を整える制度。
市民活動団体	ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う団体。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を目的としている。
社会的孤立	明確な定義はないが、家族や地域社会との関係が希薄で、他者との交流が著しく乏しい状態。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な者の権利を守るため、家庭裁判所が選任した代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理等を行う制度。

た行	
ダブルケア	子育てと親の介護を同時期に担うこと。晩婚化による出産年齢の高齢化が原因とされている。少子化により兄弟姉妹が少ないことから、一人に負担が集中し、結果として離職、生活困窮などの問題が発生する。また、同じ境遇の者も少ないため、相談できず社会的孤立に陥りやすいと言われている。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域福祉計画	地域福祉の推進に関する事項として、 ①地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項。 ②地域における福祉サービスの適正な利用の推進に関する事項。 ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。 ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。 ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項等を一体的に定めることが求められる計画。
地域福祉活動計画	自治体の策定した地域福祉計画で定めた目標を実現するために、地域住民が主体となって取り組んでいく具体的な内容を示す計画。
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人または、その関係にあった者から振るわれる暴力のこと。身体的だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。
な行	
2025年問題	2025年に団塊の世代が75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上となることで、医療費、社会保障費の急増が懸念されている。
2040年問題	2040年に高齢者の人口がピークに達し、超高齢化を迎える一方で、現役世代が激減し、医療、介護従事者の担い手不足や、社会保障費の捻出が困難になると懸念されている。
は行	
8050問題	80代の親と50代のひきこもり状態にある子が世帯単位で社会的に孤立し、経済的にも困難な状況に陥ってしまうこと。ひきこもりの長期化、親の高齢化、病気、介護等により問題が顕在化してきている。

福祉推進委員会	区内のつながりの維持・孤立の防止を目的とした区内支え合いの組織。区役員や、区内の支え合いに関する活動を行う者で構成される。
保健推進員	市長の依頼により、小諸市が行う健康づくり事業を円滑に推進すること及び地域住民の健康増進を図ることを目的としている。
ま行	
民生児童委員	民生委員法、児童福祉法の規定により厚生労働大臣が委嘱し、地域での福祉向上のための活動をボランティアで行う。市民に一番近い相談支援者として、高齢者の家庭訪問や援助を必要とする住民の把握を行い、行政や社協等につなぐパイプ役を務める。

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）

発行：小諸市保健福祉部厚生課

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

電話：0267-22-1700

FAX：0267-22-1966

URL：<https://www.city.komoro.lg.jp/>

E-mail：kosei@city.komoro.nagano.jp

令和2年3月発行